

第69回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成27年12月11日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） おはようございます。昨日に引き続き皆さん、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、3名の方が傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますことをお願い申し上げます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、初めに4番、廣利一志議員の発言を許可いたします。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。4番議席、廣利でございます。

今日は、佐用町の魅力を考える。再発見をする。そんな視点から今回の一般質問、3点にわたりましてさせていただきます。

どういうことかと言いますと、地域資源を守り、活用し、多くの方に知っていただく、どの市町よりも社会的弱者に対して優しい町。そして、古民家・空き家に対して、危険廃屋、特定空き家だから、即解体、撤去という結論ではなく、利活用の佐用モデルを発進する。そういう観点から質問をさせていただきます。

3点の項目について、今日は質問するわけですが、文化財・史跡の維持・管理の現状と対策。町施設のバリアフリー化の徹底を。3点目に古民家・空き家活用の空き家の利活用を進めるための具体策ということについて、質問をさせていただきます。

1点目の文化財・史跡の維持管理の現状と対策、町内には国指定の文化財史跡が4カ所、登録9カ所。県指定の文化財史跡が20カ所、登録が1カ所。町指定の文化財史跡が51カ所。この文化財史跡がありますけれども、この清掃、維持、観光客の対応について、教育委員会、商工観光課、支所と各集落、個人の所有者、ボランティアグループとの連携が十分なのか、課題があるとすればどんなふうに認識しているのか。

また、課題に対して対策をいかに考えているのか、1点目の質問、この場からの質問とします。再質問は所定の席からという形にします。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、本日も答弁のほどよろしく申し上げます。

はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 教育長から答弁。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 改めまして、おはようございます。

昨夜から雨が降り続いており、累積 70 ミリという形で佐用川の水もかなり増えております。そんな中、2日目の一般質問ということで、よろしくお願いたします。

それでは、まず最初に、廣利議員から質問のありました文化財・史跡の維持管理の現状と対策についてということで、答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほども話がありましたように、佐用町内の指定文化財は、国の指定が4件、県の指定が20件、町指定が51件の計75件あります。

それら指定文化財の種別といたしましては、絵画7件、彫刻6件、工芸3件、建造物が18件、考古資料6件、歴史資料3件、民俗文化財2件、史跡6件、名勝1件、天然記念物23件となっております。また、国の登録文化財、県の登録文化財の建造物がそれぞれ1件ずつというようになっております。

ご質問の指定文化財75件のうち、観光面での対象文化財20件ほどではないかと推察いたしますが、文化財にはそれぞれ所有者があります。その所有者が日常の管理等を行うことが原則となっております。

ただし、個人や法人所有であっても、多額の修理費用を要する。そういう場合には、公費による補助をすることができるということになります。

指定文化財の中には、観光の対象となっているものもございますが、文化財そのものの保存に関わることは教育委員会事務局で、観光面に関することは商工観光課で対応しているところでございます。また、両方にまたがるような、例えば、観光者向けの文化財の解説看板、そういった物の製作につきましては、解説原稿の作成を教育委員会事務局、設置は商工観光課などで行うなど連携して実施しているところでございます。

また、指定文化財の所有者との連携等につきましては、不定期ではありますが、物件によっては修理の意向などを伺っているところでございます。

さらに、台風など襲来の前後には巡回のほうを行ない、その状況を確認し対応しているところでございます。

そのような中、三日月藩の乃井野陣屋跡では、地元集落による植樹が行われることとなっております。現在、教育委員会事務局と農林振興課とが連携して対応しております。植樹後の管理につきましては、地元で行っていただくということにしております。

そのほか、県の景観形成重要建物であります県登録文化財の旧瓜生原家住宅におきましては、お休み処瓜生原として、この春、改修オープンをし、平福観光の拠点として平福文化と観光の会の有志が商工観光課と連携して運営しているところでございます。

次に、課題についてでございますが、所有者等の高齢化、神社などを引き継ぐ者の意識の変化など、歴史的価値をもつ貴重な文化財に対する意識の低下が懸念されるところでございます。

また、未指定文化財につきましても、同様に個人的に保存することが難しくなってきたとの理由で相談を受ける事例も増えてきております。

これらの課題につきましては、今後とも、関係部署や歴史研究団体などにより一層連携し、文化財の調査成果を積極的に公開するなど、文化財保護意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援をお願い、文化財・史跡の維持管理の状況をご説明申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 国においては、文化財保護法というのが、昭和 25 年、法律ができておりました、佐用町では、文化財保護条例というのが制定されております。

先ほど、教育長の答弁にもありましたように、基本は、所有者が保存・公開・文化的な活用をするというふうになっているわけですが、文化財保護条例の中の第 3 条の中で、これは町長の任務というか、が書かれているんですけども、「佐用町長は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるように、この条例の趣旨の徹底に努めなければならない。」これが第 3 条であります。

4 条、5 条、6 条、これは教育委員会の立場というか、任務というか、ということが触れられています。

先ほど言いましたように、文化財・史跡については、町有のものを除きまして、基本的には所有者の方が保存をし、公開し、文化的な活用に努めるというふうになっているわけですが、その 3 者の立場の中で、教育委員会の立場、任務、先ほども少し述べていただきましたけど、端的には、どういう形になるんでしょうか。所有者と、あるいは、町長の間立ちまして、教育委員会、もう一度。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 先ほど、廣利議員のほうからもございましたように、町の役割りとしまして、4 条、5 条、6 条に書いてございます。

その 4 条を、ちょっとご紹介をいたしますと、「佐用町教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。」というようなことがございます。

それから、5 条ですとか、6 条につきましては、そういった貴重な文化財等につきましては、指定をし、これ教育委員会が指定をし、当然、文化財の保護審議委員会の諮問にかけるわけですが、指定をしたり、それから廃止をしたりというふうな役割がございまして、また、答弁の中にもありましたように、所有者との相談をお受けをしたり、それから、その保存について、その所有者に多額の負担がかかるような場合については、補助を検討したりというふうなことでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 兵庫県では、巡視員、文化財・史跡を見て回る巡視員というのがあるように聞いております。

それで、立場というか、役割は違うかも知れませんが、文化財審議委員というのが、町では、8名の方が任命されていると思うんですけども、もう一度、この方たちの役割というか、については。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） これも条例の中にもご紹介をされているところがございますけれども、これは18条に記載がございます。「次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」ということになっておりまして、文化財に関し専門的な知識を有する方、それから、学識経験者ということになっておりまして、議員おっしゃるように8名の方に、その委嘱をしているというところでございます。

ですから、教育委員会から先ほど申し上げたように、この物件を重要な物件でございますので、指定をしたいというような場合について、文化財保護審議委員会のほうに諮問をいたしまして、それに基づいて、教育委員会、今、4名の方が教育委員いらっしゃいますけれども、教育委員会にかけて、その指定をしていくというような形でございます。

また、当然、補助が必要な場合もございます。そういった場合につきましても、その文化財保護審議委員会の皆さんにお諮りをして、進めていくということになっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 冒頭で話しましたように、教育長もちょっと触れていただきましたけれども、その佐用町内には、たくさんの国指定、あるいは県の指定、町の指定の文化財・史跡があります。私も全部回りきれないんですけども、守っておられる方たちの話を聞かせていただきました。

それで、町で一番古い文化財・史跡というのは、北条時頼坐像というのが、春哉集落にあるんですけども、これは明治34年に実は国宝指定だったんですけども、昭和25年に今度、国の重要文化財という形になっています。

それで、春哉の集落の方たちが、時頼さん、時頼さんということで、ずっと守ってきておられます。清掃もされて、集会所にもなっておりますので、されています。

昨年の官兵衛で一躍脚光を浴びました飛龍の滝、これが櫛田にあります。これは、県の指定ですけども、自治会長さんたち、2人ずつ、ああ、隣保長さんと言われましたか、2人ずつ出て、清掃とトイレの掃除を定期的にされているというふうに聞きました。

それから、上三河の舞台、これは国指定ですけども、地元の方たちが、先人の歴史を守っていくという形を、ずっと続けてきておられます。

佐用の大イチョウもそうですし、三日月の大ムクも守ってきておられます。

それで、皆さんがおっしゃるのは、先代から守ってきているから守っていかないといけない。だから、こうしてほしいという要望は、実はなかったんです。

だから、それこそ、町長も教育長も滝祭りに見える。上三河の舞台にも来ていただくという形で言われています。

こうしてほしいというのは実はなかったんです。守っていこうという姿勢が皆さんあります。ですけれども、教育長の話にありましたように、高齢化というところがあります。

ですから、ここは所有者が保存、公開、文化的な活用に努めるということなんですけれども、何らかの手立てというか、今後のこと。

実は、大雨が降った時に飛龍の滝では、石がどうしても落ちてきます。それも、定期的に巡回をされている自治会の方たちが連絡をして、対策をするという形です。

そのあたりを、今後、その役割分担は、それぞれありますけれども、高齢化とかそういうことがあります。要望も特に、こうしてほしいというのはいないんですけども、ただ現状は、そういう形がありますので、そのあたりを、今後、これだけの魅力ある文化財・史跡を守っていくというところについて、最後ちょっと、教育長。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

4番（廣利一志君） よろしく申し上げます。

町長（庵途典章君） 現在ある文化財というのは、その時代、その時代、ずっとその地域の方々が最初はつくってきた。自然にできた景勝地もありますけれども、そういうものを、今、お話のように大切に、次の時代、次の時代とつなぎながら守ってきて、初めて、その歴史というものが加わった中で、文化財という形で、現在ある。それをまた、継承、つなぐというそういうことで、また、文化財というものが守られていくということだというふうに思います。

その中で、それぞれの立場で役割というのは、その所有者があり、また、地域があり、そして、それを行政として、全体で守るという、そのために文化財法とか、文化財の保護条例というものがあるというふうに、私は、認識をしております。

当然、町行政としても、そうしたものを、しっかりと継承して守っていくために、必要な政策を講じるということで、今、お話の例えば、飛龍の滝、大きな自然のそうした景勝地ですから災害等もあります。これまでも、それを整備していくために、旧上月町ではああして周辺の整備に相当のお金をかけておりますし、6年前の災害等を含め、土砂で埋まった、流れた、そういうところも地域の方も一生懸命いろいろと整備をしていただきましたけれども、町もそれに対して相当の支援をしております。それから、三河の舞台についても、先般、解体して改修工事もしました。屋根の修理なんかについても、これも定期的にやらないと、ああいう草屋根ですから、ふきかえも相当のお金がかかります。これも地域だけでは、昔は地域の方が自分たちの財産として、皆さんで、みんなでお金を出し合い、また、労力を出し合って、ふきかえ等も行われたんでしょうけれども、現代では町が行うということでもあります。

それから、仏像とか、地域で守っておられるそういうものも、地域だけではなかなか守れないと。例えば、海内にありますお薬師さん、これは平安時代の仏像です。こういうのも相当傷んで、損傷が激しかったのを、地域の人たちもいろいろとみんなですべて守っていこうという、そういう思いがある中で、行政としてもそれに対しての支援をしてきたということでもあります。

そういうふうに、まずは、そうしたものへの地域の皆さん、また、持っておられる方、

個人、それぞれの立場の方が、それを長い歴史で守ってきたものを、ここで途切らせてはだめだと。次の時代へつないでいこうという思い、その気持ちというのが一番大きな力だと思います。

ただ、今、お話のように高齢化になったり、どうしても、その世代も変わっていきます。時代も変わります。

そういう中で、個人だけでは、また、地域だけでは守れない。そういうものを、こうした条例、法律のもとに行政として、社会として、それを守っていく。そういうことの役割分担をしながら、今後とも文化財を保護していきたい。継承していきたいというふうに考えております。基本的な考え方です。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 1 点だけ質問させていただきます。

瓜生原家については、町有財産で、文化と観光の会が管理をするという形になっております。

それで、教育長の答弁にもありましたように、三日月の陣屋跡については、観光ボランティアの方がガイドをされています。その方たち、町長の答弁にもありましたように、やっぱり高齢になっております。皆さんの生の声というか、いろんな声が実は届いているのかなというふうに思うんです。それは、認識はいかがでしょうか。

例えば、観光ボランティアの方は、途中でパンフレットがなくなってしまったということがありました。それから、展示室が、なかなか年がたって開けにくくなっている。固いということがあります。

それから、瓜生原は、やっぱりたくさんの方がお見えになっています。それで、やっぱりなれない仕事だというふうに思うんですけれども、そのあたりは、特に、届いてはいたいですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 陣屋跡に、旧三日月町で復元といいますか、整備されました陣屋門。これも建ってからはや 10 数年、かなり傷んでいるところも出てきております。

その活用と管理、これについて、なかなか、ああした建物、がらんどろで何も中身がないんで、それを毎日開館してということでは、入館者もないということで、あれ、土曜日、休日と祝日ですね、そういう時に、今、シルバーの方をお願いして開館していると思います。

建物がああした木造で、大きな建物なので、だんだんと傷みといいますか、ひずみが出てきたりということがあります。また、池にかけている橋等もかなり、木でつくってますから、はや大分腐ってきているというような状態もあって、これらの管理、今後の改修、こういうことも当然、考えていかなきゃいけない、計画的にやっっていかなきゃいけないというふうに思っています。

それと、もう1つ、文化財のご質問がありましたので、陣屋門にかかわる話として、旧三日月藩の遺構として残っているものというのは、あまりないんですね。その中で、乃井野の昔の陣屋の下の武家屋敷跡にあった表門が、藩が明治の時になくなって、その時に西栗栖のお寺に、言わば買いとられて移築をされております。かなり立派な門ですけれども、藩の昔の遺構としては、言えば、しっかりと唯一現存している門ではないかなというふうに言われております。そのお寺が廃寺、お寺がなくなるというようなことを、今、聞いておまして、それが、つぶされてしまうとなくなってしまいますので、これもじゃあ、地元でと言ったって、これはとても…話じゃないんで、今、同じところに、また持って帰るということはできません。移築することは、今の時代としてできませんが、表門を、どこかにきちっと適切に移築をして保存をしていこうというようなことを、今、教育委員会のほうで調査をさせて、それにかかる費用は、相当な費用がかかると思うんですけれども、こうしたことについても、今、ご質問の趣旨であります、こうした歴史というものをしっかりと町の宝として、財産として、後世へつなげていく、そういうことが1つ、町として、行政としての大きな仕事ではないかということで、そういう問題について、今、研究をしておりますので、また、ある程度、そういう計画ができれば、皆さんにも具体的にお話をさせていただきたいと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 聞こうと思っていたことを、先、答えていただきましたので、そのことについては、もう触れません。

その制度として、その巡視員を置くとかいう形ではなくて、これだけの数の文化財・史跡があるということなので、我々が議会も含めてですけども、普段からやっぱり、そういう皆さん、守っておられる方のお声を聞くと。それから、大事な先人の遺跡ということで目を向けていくというところが必要なのではないかなというふうに思います。

時々、ちょっと取り上げをさせていただきます。

続きまして、2点目なんですけれども、町施設のバリアフリー化の徹底をとということで、質問をさせていただきます。

役場新庁舎が完成し、当然高齢の方々や身体に障害のあるの方々にも優しい建物であると思っておりましたが、西庁舎の通用口からの出入りについては、車椅子での出入りは困難であるとの声に接しました。

そこで町施設について町民の皆さんからの要望などについて、認識と対策をお聞かせください。

役場、支所の窓口の対応について、特に高齢の方々、身体に障害のあるの方々に対しての意識はどう持つべきなのか、教育と指導の徹底をどんなふうと考えておられるのかお聞かせください。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの2点目のご質問でございます町施設のバリアフリー化についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

公共施設のバリアフリー化につきましては、福祉のまちづくりの基本方針に基づきまして、取り組みを進めているところでございます。

このたびの役場庁舎の増改築の工事に際しましても、当然のことながら玄関入口の段差を解消し、全ての人々に安心して来庁していただけるよう配慮したつもりでございましたが、行き届かない面があり、ご迷惑をおかけしたことは、大変申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。

このたびのこのご指摘は、庁舎北側から、いわゆる通用口からの入館に際して起こったものでありまして、職員の出入りを中心に考えて、車椅子の出入りということについて、考慮しておりませんでした。そうした出入り口の側に、しかし車椅子の方等が使われる障害者用のマークをつけた駐車スペースを設けたということでありまして、当然、そうした方は、その駐車スペースに駐車をされて、一番近い入口から役場内に入ろうとされて、その通用口を通られたということで、車椅子がスムーズに入れなかったというような状況が起こったわけでありまして。

この件につきまして、正面の当然、玄関、旧庁舎も新しい庁舎の入り口、南側も全て、そうした対応はバリアフリー化は徹底してやっているわけでありましてけれども、そうした通用口等、なかなかサッシとか出入り口の建具、そういう構造上完全なバリアフリー、段差をなくすということになると、全体の仕上げ材料等も変えていかなければできませんので、全ての通用口等については、そうしたバリアフリー化はできておりません。

そういう中で、そうした問題が起きないように、バリアフリーのある入口に、当然、使っていただけるように、案内の看板等、もう少し工夫をしなければならないなというふうに考えております。

そして、そうした通用口の側の駐車スペース、障害者の方のマークの付いた駐車スペース等については、そうした入口があるところに、当然、設置をするという形に、また、これは変えなければならないなというふうに、職員のほうには指示をさせていただいております。そうした問題が起きたことに対しまして、改めて関係者の方にお詫びを申し上げたいと思います。

また、通用口からも当然、入られる場合があります。そういうところにつきましては、職員のほうが気配りに努めて、積極的に介助をするなど、高齢者の方々、また障害者の方々にご来庁していただく時にご不便をおかけしないように、これからも十分気をつけたいというふうに考えておりますのでご理解、よろしくお願いを申し上げます。

次に、役場庁舎の窓口の対応について、特に高齢者の方々、また、体に障害のある方々に対しての意識はどう持つべきか、また、その教育と指導の徹底をどんなふうにするかについてでございますが、当然、このことは、職員に常々指導をしているところでありまして、窓口に限らずお客様を対応する職員は、お客様の様子を見ながら、常に親切、丁寧を心がけているところでございます。2つ以上のご用でお越しの場合でも、お客様が窓口を移動するのではなくて、担当者が入れ替わり用務を伺い対応する、いわゆる、ワンストップ窓口で努めるようにしているところでございます。

今後とも、職員においては、そうした丁寧な、また、親切な役場業務、対応をするということを心がけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 国においては、2011 年に障害者基本法の改正、それから、2013 年に障害者差別解消法の制定、それから、同じ 2013 年に障害者雇用促進法の改正。その前に 2006 年、平成 18 年に国連において、障害者の権利条約の批准について、これが国連総会で採択されて、先ほどの障害者基本法の改正以降の流れになっているわけですね。

それで、町長の答弁にありましたように、改修、物理的などころ、完全なバリアフリーというのは、お金を伴うことでもあります。

もう 1 つは、接遇というか、窓口でのマナーというか、そのところがすごく大事なように思います。

我々健康な者も将来は、やっぱりそういう車椅子を使ったり、目が見えなくなったり、聞こえにくくなったりということは、当然、あり得るといふふうに思います。

少数の方の意見、窓口で、あまりそういう声は聞かないということかも知れませんが、実は、その方々は、出歩けないということかも知れません。そういう少数者の意見というのを、耳を傾けていくということが大事ななといふふうに思います。

それで、教育のところについては、具体的に例えば、そういう、どういう研修、年間ではいろんな研修があると思うんです。教育研修の機会の中で、例えば、どういう形、どういう研修が持たれているのかといふふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） これまでも接遇研修というような形で、研修は行っておりますけれども、私は、こうした高齢者の方、また、障害者の方に対する職員の対応等、これは仕事の中で常識的な話であって、特に、今、ワンストップと言いましたけれども、役場庁舎は非常に広くなりましたので、そちら、なかなか 1 つの、例えば福祉課に行かれて、また、税務課に用事がある。また、総務課に用事があると言われるような場合が、当然あります。そういう時には、職員のほうが、そちらの担当課のほうに連絡して、担当者が様子を見て、そこに移動されるのがなかなか困難であるとなれば、当然、担当者のほうが、その場所へ行行って対応させていただくというようなこと、これは業務の中で、課の中でちゃんと、それぞれで対応させておりますし、課長、室長、上司のほうへも指示をしております。

ですから、これは常にそういう対応を研修をして教え込むという話ではない。もう当たり前の話だと、対応だということ、このことは、職員としても徹底を、私はしているといふふうに思っています。もし、それができない職員がいれば、それは一人一人の個人的な職員の資質が欠けているということで、その職員その人に対して直接指導をしていくということ、こういうふうに考えていかなければならないといふふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 町施設というところからすると、学校があつたりしますし、多分、イコールになるのかもわかりませんが、避難所というの、そのことが考えられるし、今、考えられているように投票所が少なくなるということで、これは町施設ではありませんけれども、やっぱりトイレの問題、それから段差の解消とか、スロープだとか、手すりだとかいうところが、今後、必要になってくるのではないかなといふふうに思いますけれども、

ども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 今回、投票所を統合していく、その新たな投票所についても、ほとんどのところが、そうしたバリアフリー化ができていくところを、当然、選んでおりますし、また、そういう施設もずっと継続して、そうした対応してきました。

構造上、その建物がある程度古くてできていないところが何か所かありますけれども、それも車椅子が対応できるように仮設的にも、ちゃんとスロープをつけるとか、そういう対応もしております。

そういうことで、当然後は、そこに従事する職員、そういう職員が目配りをして、もし、その中で完全というものは、なかなか難しい面がありますから、そうした様子を見ながら介助するところは、介助をきちっとしていくという、どうしても最終的には人の手、そうした職員の気配り介助ということが、これがないと、全てバリアフリーと言っても、構造的にハード的なものばかりで対応するということは、これは難しいと思いますけれども、基本的なことは、やっぱりしっかりとした上で、また、職員とそこの人気が配りをするという、この2つで対応していきたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私も完全なバリアフリーというのは、なかなか難しい、施設の改修というのが難しいところもありますので、先ほど、話にありましたように、気配りとか心遣いとか、言葉かけとか、そういうところが、やっぱり必要だなというふうに思います。

ぜひ、そういう形で、我々も声をかけていきたいし、手が必要な方については、その応援の体制が、すぐ飛んでいけるというような形をとれたらなというふうに思います。

3点目の質問をさせていただきます。古民家・空き家の利活用を進めるための具体策をとということで、古民家・空き家の利活用については、情報の収集と所有者の意向確認が必要であると思っておりますけれども、新年度に具体策を検討されているのかどうなのか。

古民家・空き家の利活用について、その情報発信について充実策を検討されているのか、さらに具体策について検討の状況をお聞かせいただきたい。

また、定住対策、移住促進という観点から、古民家・空き家はどんなふうな位置づけになるのか、町長の見解をお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、3点目の古民家・空き家の利活用を進めるための具体策をとという質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

古民家・空き家、この利活用についての情報の収集と所有者の意向確認について新年度にどんな具体策を検討しているかということでもあります。また、利活用の情報発信につい

て充実策を検討しているのか。その具体策の検討状況についてのそれぞれご質問であります。当然関連しておりますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、町内の空き家は正確な数字はわかりませんが600件余りになっているというふうには推測をされますが、そのうち、利活用が可能な空き家調査や持ち主の意向調査の具体策を検討しました結果、税務課の家屋悉皆調査の活用や業者委託等、一時的な調査であればその手立てを講ずることもできるわけではありますが、それぞれの空き家を取巻く背景は世代交代等とともに変動もしていきますので、これに対応するには、調査後の空き家の把握や定期的意向調査が必要であることから、どうしても自治会のご協力が必要不可欠でありまして、空き家に関する問題を集落自治会の問題とも捉えていただき、ご理解をいただき、町と一体となって対応していただくことが、必要であるというふうを考えております。

そのため各自治会によっていろいろと考え方もあると思いますが、28年度には自治会長会等で町の対応方針を示して、ご理解のもと、自治会と一緒に模索しながら利活用空き家を含む空き家問題に対応していきたく、現在、検討をしているところでございます。

あわせて、利活用可能空き家については、町ホームページによる情報発信及び今後作成いたします移住・定住用行政サービスパンフレットでも紹介をしてみたいと考えております。

また、来年度、28年度にはこうした問題にあたるために、空き家を利活用した移住・定住促進を進める専任の人材確保、こういうことも当然考えていかなければ対応はできないというふうを考えております。

次に、定住対策、移住促進の観点から古民家・空き家の位置づけについてのご質問でございますが、古民家であるからという特別な位置づけは考えておりませんが、定住対策、移住促進を推進する上で古民家を含めた空き家の利活用は重要な役割を担う、そういう位置づけであると考えております。

活用を進めるに当たっては、先ほど申しました自治会や、また、各種団体、NPO等々のご協力、また、それに対する支援を含め、慎重に検討をしてみたいと思っております。

以上、非常に簡単ですが、この場での答えとさせていただきます。後、再質問の中で、いろいろと答弁をさせていただきたいと思っております。

[廣利君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） まずは、空き家・古民家の情報の収集のところですが、実は、誰も何軒の空き家があるというのがわからないというところが、一番、どう対応するかというところについても、そこが情報がないというところがあります。

それで、町長の話にもありました、税務課の悉皆調査、あるいは民間の調査云々という話もありました。

以前の質問の中で、その情報を第三者機関のようなもので、危険廃屋なのか、あるいは利活用ができるか判断をするような第三者機関というふうに述べられたように思うんですが、それは、そういう制度を設けるということは、今、お考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、危険空き家と利活用が可能な空き家、この問題についての判定をする。これにつきましては、特に自治会等から、今、いろいろとご相談があるのは、利活用の問題より、当然、危険空き家、地域の中で廃屋になり危険になっているこういう状態、環境的にも非常に悪い。これをどうかしてほしいという、どうかしたいという相談です。ね、こういう問題については、今、国においても、こうした空き家の条例、処理に対する法律もできまして、町としても、この生活安全条例の中で、そうした空き家の、これは強制的に撤去するとか対処するとかということ、そのためには、公的な形でこれを行うというようなことも、いろいろと、その条例の中には、検討しなきゃならない部分もあるんですけども、そうした中で、その専門委員会を、判定委員会を設けて判断を、そこである程度協議をしていただくということ、第三者機関ですね、そういうことも必要かなということも考えております。

ただ、活用について、じゃあそれをどうするかという、そういう判定とかはなかなか難しい話なので、ここを活用と、また、空き家の問題というのは両方ありますので、そういう危険空き家をどう処理していくかという問題と、この2つの問題というのは、非常に同じテーブルの上では、なかなか考えられないということじゃないかと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 危険廃屋というふうに見まして、例えば、地元の大工さんとかが、再生は不可能というふうに判断された危険廃屋、実は、その廃屋も例えば、いろんなところで再生された方から見ると、実は、再生可能だというふうに言われている危険廃屋というのも実はあるんですね。ですから、大工さんが、これは無理だとおっしゃっていたところが、再生できたと。だから、なかなかそこが難しいところだと思います。

だから、要するに危険廃屋という形で解体撤去してしまうのかということ、それから、そうじゃなくって、やっぱり例えば、100年超たっていて価値があるし、残せるという判断が、例えば、そういう形で実際に聞くわけですね。

だから、そこが我々もハッとすることがあります。これは再生が不可能だと思ったのが、実際は再生可能。

だから、そのあたりを、所有者の意向というところが、まず大事だし、それから、町長言われたように、自治会長さんの協力が、これは欠かせないというふうに思います。

具体的には、平成28年にそのことを自治会長会に依頼するという形でもよろしいのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 28年度、そういう条例といいますか、要綱ですね、生活安全条例の

中に空き家対策、空き家の問題についての条項を加えたいということで考えております。条例は、その生活安全条例の中に入れるんですけども、それには、どうしても集落、自治会の協力がないと、また、自治会からの要望が非常に強いという中で、自治会長さんの皆さんに、そうした部会を生活安全条例の中で対応していくために、空き家除却協議会というのも、安全推進協議会というのを、そして空き家除去の部会というものをつくりたいと考えているわけです。

その中には、建築士の方も入っていただくとか、専門の方、また、地域の代表の方も入っていただく。

また、これは道路とか安全上の問題が非常に大きいので、県なんかにも相談をさせていただいて、県の土木とか道路管理者、そういう方にも入っていただく必要もあるかなど。まあまあ、そのメンバーを、今、考えておりますけれども、そうした中で、まずは、危険空き家に対する対応ですね。このことについて、自治会長の皆さんに、まずは、そういう基本的な話を最初にさせていただいて、その部会を設置したいということであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） さっきも触れましたように、危険なのか、利活用できるのかの判断って、なかなか専門家でも難しいところがあります。

ですから、ざっと危険廃屋という形に流れてしまうという形は、我々も利活用できるものについては利活用していきたいというふうに思うんですけども、自治会長さんにしてみたら、何かやっぱり負担が大きくなるというか、あるいは大勢の自治会長さんおられます。それから、地域の課題もそれぞれあります。温度差が、やっぱり当然あると思います。そのあたりは、自治会長さんに、どういう対応というか、やっぱり全員の方に、多分、依頼という形になるんだというふうに思うんですけども、負担だけ大きくなるというところについては、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どうしても負担はあると思います。当然。

ただ、自治会長さんに全て負担をかけるということは、これは当然できません。そのために、町が行政として対応していく。その中に集落自治会長さんも、当然、ご協力を願わないと、これは進みませんし、また、行政として、そうした専門家も加えて、また、担当部局も入って、その解決策、対応策を、そこで決定していくという形になりますので、当然、ご協力をお願いしなきゃいけないということであります。

地域によって、そういう問題あるところと、ドンドンと増えているところ。また、これまでにも何件か、そういう道路等に危険があるという中で対応してきた先例があるんですけども、そういうことから考えると、自治会長さんに集落の中で、そうした家の特定、また、その関係者への連絡とか、そうした集落の中でないと、なかなかわかりにくいところ、当然、そういうところをお願いしながら、あと実際の事業、工事については、必要な

ところについては、これは行政として行うべきところは行い、また、所有者に対するそうした最終的な基本的な考え方、連絡とかというのは、町のほうが行うとか、なるべく自治会長さんには大きな負担をかけないように、当然、考えていかなきゃいけないというふうには思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひ、懇切丁寧なというか、そういう説明というのが必要かなというふうに思います。

自治会長の皆さんの協力なくしては、現状は、やっぱり実は、誰も情報を知らない。空き家の情報が総数がどうだということについては知らないという現状を、やっぱり何とかしないとイケないというところを懇切丁寧に話していく必要があるのかなというふうに思います。

で、次に情報の発信について、町長から2つ新たな話がありました。28年度移住・定住用行政サービスパンフレットをつくるということと、それから専任の確保という点がありました。

これは、パンフレットについては、28年度早々という形で用意をしていただくということだろうと思うんですけども、それから専任の確保ですけど、この任務について、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） これまでにも、そうした空き家の戸数を改めて概略調査するために委託をして、町民の皆さんのそういう団体で調べていただいたと、まず、そのことが1つあります。

ただ、それ以上に、なかなか進めることはできない。また、個人のものでありますから、その方々に対して、全てその意向調査ですね、そういうことは、当然、できるのは無理なんですけれども、やはりどう利活用できるか。これが利活用できるか、できないかという把握をある程度持っていないと、それを活用したいというような、また、そういう要望があった時に応えることが、なかなかできませんね。どこに、どういうものがありますよという、まず最初にしっかりと情報発信、できるだけ正確な情報発信するためには、全てのことはできなくとも、そうした担当者ができるだけ町内のそうした状況を利活用できそうなところの状況だけでも把握をしていくということ、そのことが基本的にないと、なかなか利活用に結びつかないだろうと。

それと、ここは利用ができそうだ、したいというようなしっかりと情報があれば、また、担当者がそうした周辺の状況をいろいろと調べて、また、相談にも乗らせていただくと。また、そこだけではなくって、こういうところもありますよというようなことの誘導もしなきゃいけませんし、だから、専任と言っても、何人も何十人も置けるわけじゃないんで、まずは1名の専任を置くと。また、その専任の者1人ではできないので、町内には、いろいろな活動を既にしているNPOの団体なんかもあります。そういう皆さんの協力も求めると、そういう方との連携を図るというような、また、そういう兵庫

県全体としても動いてますので、県とかその中にも、また、団体もあります。そういうところとの情報共有、連携ですね、こういうことも図る。やることは、いっぱいあると思うんですよね。

まずは、やりながら考えなきゃ、何をやるかということも考えていかなければならないと思うんですけれども、そうした職員、その職員に全てを任せるのではなくって、当然、担当課があって、そして、その具体的な取り組みができる職員を、まず、置きたいということを考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） その専任については、まず1名から、できれば2名、3名の配置が必要かなというふうに思います。

その任務につきましては、町長、言われましたように情報の把握ということと、いろんな相談に乗る。これは、できれば自治会長にもそうですけども、移住希望者の方の相談にも乗ると、できれば、そういう形がベストではないかなと。そのあたりが、実は、先進地と言われているところは、例えば、夜の対応だとか、土日の対応ができているところがありますので、なかなかそれは、最初から難しいところがあるかもわかりませんが、実は、そのところが大事なように思います。ぜひ、数名の配置で、その移住希望者の方の相談にも乗れるという形が必要かなというふうに思います。

それで、あとその情報の発信のところ、例えば、見学会の実施だとか、あるいは神戸、大阪で相談会を実施するということについては、そのお考えはありますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） この問題、まず、いろいろとどこまで段階的にやっていくかという話になってくると思うんですけれども、すぐに全てのことができるわけではありません。そうした体制をつくりながら、その中で、どういう取り組みが有効なのか、必要なのかということを考えながら進めていきたいと思っております。

今、全てスケジュールなり、こういうことを全てやりますという計画をつくった上でスタートできる問題ではありませんので、これまでの取り組みを継続しながら、それにプラス、また新しいこうした職員も、例えば配置ができれば、その職員等の考え方、取り組みの中で、新たな、また、具体的な有効な取り組みを行っていくという形で進めていければというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 自治会長さんへの依頼の中で、神河町で取り組んだ例がありまして、やっぱり自治会の中でも温度差が当然、どこでもありますので、モデル集落というか、手を挙げる集落、自治会、移住の受け入れ、空き家・古民家の利活用というところについて、例えば、モデル集落のような形で、先進的に取り組むとか、そういう形が押しなべて全部の自治会にというのは、なかなか難しいところがあると思っております。そういう形で自治

会長さんに依頼をするという形は考えられませんかでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 当然、佐用町内、これだけ広い中で、何百軒という空き家がある中で、全てに同じような対応がいったんにできるわけではありません。

ただ、必要性があったり、また、ちょうどそういうチャンスがあって、いい活用ができるとか、そういうところを早く1つでも生み出していったら、それが1つのモデルとなって、また、皆さんが、その情報を発信して、皆さんにまた、そういう取り組みを一緒に真似ていただくと、例にして考えていただくとかという形になろうかと思えます。

当然、これは、どこをモデルにしてというのは、今、わかりませんが、段階的になると思えます。まず、取り組む中で、いい事例をつくっていくということ、このことが大切だというふうに思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 我々の佐用町、たくさんの魅力が実はあると。その地域資源を守っていく、活用してく。あるいは、社会的弱者という方たちに対しても優しい町と。それから、古民家・空き家に対して、やっぱり即解体ではなくて、利活用できると。

実は、このことを考えていくなら、私は、お金をかけずに、佐用町の魅力というのを、また、発信できるのではないかなというふうに思えます。まさに、それが戦略になるのではないかなという感じがしております。

ぜひとも普段から地域資源を守る。文化財史跡を守るということについては、我々が普段から目を向けていかないといけないし、社会的な弱者の皆さんに対しては、優しい言葉とかそういうことが、手を差し伸べる姿勢というのが必要だろうなというふうに思えます。

古民家・空き家についても、ぜひ利活用の佐用モデルを発進できればなというふうに思っています。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 廣利議員の発言は終わりました。

続いて、2番、千種和英君の発言を許可いたします。

〔2番 千種和英君 登壇〕

2番（千種和英君） 議席番号2番、千種和英です。

本日は通告書に基づき2件の質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、地域創生戦略における情報政策の位置づけはについてでございます。従前より情報政策について、何度か質問をさせていただきました。

今回、まち・ひと・しごと創生法に基づく、佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略の案が示されました。

その中には、人口、雇用・就労の現状から将来人口を推計し、人口減少が本町の将来に及ぼす影響を予想した上での、地域創生に向けての総合戦略が示されております。

取り組む基本方針の3つの基本方針、特に①の人口減少対応策で示してあります人口が減っても豊かに暮らせるようなしくみをつくっていくにおいては、現実を直視した方針であり評価できるものだと考えております。

しかしながら、基本目標において情報政策という部分が盛り込まれていないのが気になります。現代社会における情報の価値の認識について改めてお伺いをしたいと思います。情報といっても2つの側面があります。

まず1つ目には、事象の発信や受信、それを取捨選択し目的達成に活用する面でございます。

そして、もう1つの側面としては、情報自体に価値があり、それを収集・分析し事業商品になるという一面でございます。

前者につきましては、基本目標を達成するための戦術であり、後者については、本町の恵まれた情報インフラを活用することにより産業となり得る分野であります。若手雇用の受け皿にもなり得ます。近年は自治体においてもビッグデータのオープンデータの活用が行政の運営効率の向上、コスト削減に大きなメリットがあると考えられております。

また、こういった分野の人材育成も急務だと考えております。

本町の創生戦略を実現するための情報政策についての町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます、残りは議員席のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、千種議員からの地域創戦略における情報政策の位置づけについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、今回、策定した地域創生総合戦略の基本目標において、特段に情報政策は掲げておりませんが、これは、従前から、協働によるまちづくりを進めていく上で、重要な政策として、取り組んできております。合併後の町全域への光ケーブルの敷設により、高速大容量の通信を可能とし、姫路ケーブルテレビ WINK との連携によって自主番組佐用チャンネルの放映や、インターネット回線の高速化、役場本庁舎、また、文化情報センター、道の駅、南光自然観察村など公共施設における Wi-Fi 設置など情報インフラの充実を図ってまいりました。

また、新鮮な情報を迅速に発信するため、CMS コンテンツマネジメントシステムを活用した町公式ホームページの開設、情報共有を目的とした町公式フェイスブックページ「グッと佐用町！」の運用は、ご周知のとおりでございます。

総合戦略の重点施策・事業に掲げております若者の定住につながる求人情報は、既に、現在、佐用チャンネルのデータ放送によって発信をしておりますし、また、移住や交流人口の増加につながる佐用町が持つ自然や、食、歴史、文化、さまざまな地域資源情報などのまちの魅力ある情報につきましては、ホームページやフェイスブックなどインターネット回線を利用して、町内外に向けて発信をしております。

総合戦略に掲げる目標を実現するためには、スマートフォンやタブレットなど情報媒体の多様化により、情報を受け取る側の環境が大きく変化してきている中で、広報・広聴活動として、町民の皆様とのコミュニケーションや、まちの魅力の情報発信をさまざまな広報媒体を複層的に活用することによって、これまで同様に、わかりやすく、正確に、また、

さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、情報そのものを収集・分析・融合して付加価値をつけ、事業商品とした新しい仕事が生み出されるとの見解につきましては、その事業の実現が可能であれば、定住にもつながりますし、先に述べました町の情報インフラを活用すれば、サテライトオフィスとしての移住促進にもつながりますので、事業そのものについて、今後、研究をしていきたいと考えております。

また、ビッグデータの活用といたしましては、まち・ひと・しごと創生本部が提供する地域経済分析システム・リーサスの活用が考えられますが、今のところ、産業マップ、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップの情報は、地理的に広い範囲でのデータ分析となっておりますので、佐用町において、どれだけ有効に活用ができるかということについては、まだ、未知のものがああります。これを参考として研究をさせたいと考えております。

続いて、情報分野の人材育成につきましては、町としての広報活動は、各課の情報を取りまとめて行う全体広報と、各課が独自に行う広報があります。全体広報の責任担当部署は広報室でございますが、実質、発信する情報の選択や作成は、各担当課が適宜行っております。でありますから、今後も各部署との連携をさらに強化するとともに、全職員の広報意識の向上にも取り組むといった形態で人材育成を図ってまいりたいと考えています。

最後に、町民と行政が協働のパートナーとして、情報を共有し、ともに知恵を出し、まちづくりに参加するという地方自治の原則を大切に、地域創生戦略における情報政策の分野においても、単に役場からの情報発信だけではなく、本町の情報ネットワーク基盤をご活用いただく多くの町民皆さん自らの情報発信の取り組みが大きな力となって、町外から本町への関心が高まるものと考えますので、町といたしましても、当然、より効果的な情報発信を積み重ねてまいりたいと思っておりますが、町民の皆様もよりよい町の情報を広く発信をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 先ほど、答弁の中にありましたケーブルテレビの導入、活用での取り組みでありますとか、ホームページの活用、フェイスブックの活用等々の取り組みに関しては、私自身も評価をさせていただき、認識をさせていただいております。

また、先ほど、答弁にありました新しい、新事業を定住促進に活用したい。それについての調査研究をしたいということにも心強い答弁をいただいたのかと思います。

ビッグデータに関しましても、ちょっと広域的に利用すれば活用できるというご認識がある中で、今後、調査研究をしたいという答弁をいただきましたので、非常に心強く感じました。

再質問の中で、ちょっとさせていただきたいのが、今、そういった形で、精一杯取り組みはされておるのですが、やはりちょっと情報の受発信が弱いのかなという部分で質問させていただきます。

まず、第1点目に、町内、住民の方々への情報の発信。そして、2点目が町外への情報の発信。そして、3点目が先ほども申しました情報自体が商品となるんですよということの認識なんです。まず1点目の町内の住民の方々に向けての情報発信でございます。この地域創生総合戦略 51 ページの基本目標の3、佐用の若者が結婚・出産・子育てしたい環境をつくるにおいて、7の項目の保育料や幼児教育費、医療費など子育てに関する経済

的負担の軽減を効果的な支援として望むという町民からの回答が 30 パーセントを超えて上位にございます。これにつきましては、制度上の住民からの不満であったり、過剰な支援を望むという部分を除いては、私自身、佐用町におかれは大きな支援をされているように感じております。

と言いますのも、先日、視察にお邪魔しました島根県の 2 つの町、この 2 つの町は住みよい町として移住者が相当数ございました。そして、その移住者の主たる年齢層は 30 代が一番多い。つまり子育てがしやすいという理由が大きいとお聞きをしました。

実はですね、この両町の支援策につきましては、我が町の支援策は、決して劣っているものではないというふうに感じました。このへんが、住民の方々に、まだまだ伝わっていないのが僕は残念に思いました。

また、先日、議会のほうで実施をしました議会報告会においても、住民の方々からさまざまな意見や要望というのをちょうだいいたしました。町の将来を見据えた貴重な意見だと、現在、集約の作業を行っておる段階でございます。

ただ、先日、視察させていただいた島根県の 2 町、また、その前にお邪魔をさせていただいた隠岐の島の海士町、この町は、いずれも地域づくりの先進地として全国から多くの視察がある地域ということですが、この 3 町でお話を伺うと、住民からの町政に対しての要望があまりないという驚くようなお話を聞かせていただいたんですけども、佐用町も町長のされている住民への支援策というのは、非常に有意義な策が多いと思うんですが、こういった形、佐用町で住民からいろんな要望があるのと、こういった先進地というので、住民からなかなか要望が上がってこないというのは、どのような違いがあるように思われますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、議会がこないで行かれた町は、以前にも視察をしました。

また、当然、ほかの自治体のほうにも、いろんな形で訪問させていただくことがあります。その中では、佐用町にとってもこれだけの、そういうことができてないなど。やらなきゃいけないなどということもあるんですけども、平均して、佐用町が行っている行政サービスや福祉サービス。また、そうした子育てとか、そうした施策については、そうした町と比べても、そんなに劣っていないという、私とこのほうが、まだ充実しているなどという部分もたくさんあるんですね。

それで、この行政のサービスというのは、本当に言えば切りがないところがあります。そういう中で、これは自分の町の行政サービスなり、行政のいろんな施策というものだけを発進しても、なかなかそれが本当に十分なのか、もっとほかに上があるんじゃないかというふうに思われるところがあるんで、行政というのは、全国同じ日本の国として、いろんな自治体があつて、そこそこ、それぞれが努力しているわけですけども、ほかの町、言えば、できるだけ近隣のところ、また、全国とも比べてどうですかと、どういうふうに評価をしていただけますかというような説明の仕方ですね、そのへんも必要ではないかなと思うんですけども、そのへんの仕方が、非常にうちは、私とこはですね、うちと言っても本当にあれですけど、私とこは、いわゆる苦手というか、下手なところがあるなどという認識は持っております。

特に、この間、行かれたとこなんか、例えば言葉としてですよ、以前から日本一の子育ての町というようなことを、バーンと打ち出しているんですよ。日本一の子育ての町というようなこと、私は、ちょっと性格的にも言えないんですよ。

でも、そういうふうに発信すると、受けるほうはすごく素晴らしい施策であり、そうし

た支援を受けているんだなというふうに思われるというのか、実際に思いますよね。そこらあたりの発信の中で、過大にというか、誇張しすぎるというのは、よくないと思うんですけども、やはり皆さんに届く、訴える力というところで、表現の仕方ですね。そういうことも考えないと。今、町行政としてはたくさんの媒体を通して中身を知っていただきたい、町の状況を知っていただきたいということで、発信はしているつもりなんですけれども、幾ら発信しても、その発信内容、表現の仕方一つで、それが本当にドンと伝わっていくかどうかというのは、変わってくると思います。全国でもかなりマスコミなんかに乗って有名なところというのは、だいたい中身よりかは、そういう表現の、中身も当然ですけども、それをどう伝えているかという伝え方が上手なところが、マスコミにも取り上げられたり、また、町民の皆さん、市民の皆さんにも理解をされている大きな要素になっているんじゃないかなということを、私自身、反省しております。

そのへんは、広報のほうとか、担当者のほうにも、そういうことに対して考えるように、努力するよという指示はしているところです。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） そういった見解だと思います。こういった情報政策の話で以前させていただいた時にも、町長自体はそういったことが、あまりお得意でない。千種議員は、そんなの大好きですからねという答弁をされたと思うんですけども、ぜひともやっぱり、町民の方々に対して、それだけの施策、支援をしていることは、やっぱり伝えていくことが町民の方々の利益になり、また、それが外へ伝わることによって、今の外部への情報発信シティプロモーションという部分では、佐用町はこんな素敵な町なんですよということが伝わり、町のこれからの将来につながるんじゃないかなというふうに思っております。

事実、先ほど、町長も御存じのように、邑南町に関しましては、こういった広報をされているんですかっていう質問をさせていただきますと、あえて積極的に外部のメディア、テレビや雑誌には発信していないということなんですけれども、先ほどおっしゃいました日本一のという冠をつけるだけ、放っておいても、向こうからドンドン、ドンドン来られますということなので、ぜひ、町長はお得意じゃなくても得意な職員の育成等々、そういった部署の育成をお願いしたいと思います。

そして、情報自体が商品としての価値があるということの認識についてでも、答弁のほうでは認識をいただいているので、安心をしました。

この地域総合戦略 40 ページの基本目標 1、佐用の資源を活かし、まちの賑わい、しごとをつくるという項におきまして、佐用町で住む・転入するための条件では、1つ目の項目の地元産業の振興・活性化・雇用の確保というのが 60 パーセント近くで、最大の条件になっております。基本的な方向性、(1)、(3)で示されています企業誘致、創業に関しても学校の跡地活用、既存の補助金の活用等々は示されておりますが、決して地域資源の活用、時代のニーズが反映をされているようには、ちょっと思えないところがございます。

地域資源と言いましても、やはり町内に整備された通信、インターネット環境というのも、やはり大きな地域資源の1つだと思います。それを生かした働き方の調査・研究・誘致、また、そういったことを指導のできるコーディネーターの設置、育成等々を私は必要かと思うのですがいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 情報のそうした専門家といいますか、例えば、佐用町でインターネット使ったサテライトオフィスのような形で、こちらでも仕事をする。それに対して、コーディネートするとか、指導するとかいうふうになると、相当の知識を持った人が要るわけですね。それを役場職員の中で求めるといえるのは、なかなか難しいと思います。

ただ、町民の方の中には、そういうことに非常にたけたといいますか、千種議員のように知識のある方もいらっしゃるんじゃないか。そういう方が協力していただいて、そうした方々が佐用町に来ていただけるよう、これを一緒に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

私も、先ほど、答弁させていただいたように、町行政というのは、町民の皆さんと共同パートナーとして、いろんな施策を打ち出していくというのは地方自治の原則です。情報においても、これは同じだと思うんです。変わらないと思うんですね。

だから、町の情報を発信するとともに、また、そうした情報媒体を、町は得意なところですよ。町行政の得意なところというのは、そういう媒体をハード面で整備していくという、それができ上がってる。これを使って町民の皆さん、住民の皆さんもいろんなことをされております。仕事もされているし、また、趣味でいろいろと活動もされております。そういう中で、町の情報を発信するとともに、町のいいところをドンドン発信していただき、また、そういう情報のもとにつながった人達と、いろんな人間関係をつくっていただいて、そういう方に佐用町に関心を持っていただいて、最終的には、佐用町の中で住んでいたり、また、仕事をしていただいたりするところまで結びつけていただけたら、これは私どもの非常に勝手な思いですけれども、そういうことで、町というのは、よくなるのではないかなということを中心に思っております。

[千種君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 先ほどの答弁の中で、やはり、そういった専門職は、職員では難しいんじゃないかっていう、やっぱり話がございました。

ですから、最近やっぱり定住促進であったり、地域おこし協力隊等々の制度がございます。

実は、先進地へ行きますと、そういった部分を担っていただける、そういったことが得意な方々がやはり移住をしたい。田舎暮らしをやりたいという要望が非常に多くございます。実際に、そういった方々が定住をされて、移住をされて、その地域で活躍をされている。後の質問にも入れようかと思いましたが、先ほど、廣利議員の質問にもありました定住促進のコーディネーター等々も地元の方々が活躍されている。決して職員が活躍されているだけではなく、定住をされた、移住をされてきた方が、その立場でそういったコーディネーターをされているという事例も聞いております。

そういったことを踏まえまして、本町において、もう少し、その情報政策に力を入れる。また、現在も広報室というのがございますが、広報室は、今現状の、現在の事象を発進すること等々に専念をいただいて、別途、情報戦略を考えられるような部署、担当者、また

は、先ほど言いました外部の人間、以前から僕が言っています若者の新しい働き方として、それがNPOなのか、一般社団法人なのかというところに業務を委託するだとか、協力隊の中で、そういった業務をテーマを決めて働いていただけるといような施策はとれないのかなというふうに思っております。

今回の地域創生総合戦略の重要施策事項におきましてでも、42 ページには、ケーブルテレビ等による求人情報の発信。45 ページには、特産品開発助成事業、ふるさと納税制度の積極的PR。48 ページには、定住・観光促進のための滞在型田舎体験事業の実施。同じく48 ページには、定住・移住対策と佐用町の魅力発信の各項目をはじめ、49、50 ページの観光の活性化等を通じた交流人口の増加という重要な重要施策事業が書いてございますが、この事業の目的達成においては、やはり情報というのが大きな戦術であり要因になるように思います。

その中で、ちょっとお願いしておきたいのが、この総合戦略の中に書いてございます、まだ案なんで、じゃあこれ必ずするよということではないのかもしれませんが、簡単なお願いをしたいんですけれども、37 ページには、取組体制とPDCA サイクルの確立と書いてございます。記述してあります重要施策事業、一例を挙げますと、現在も取り組んでいらっしゃる50 ページの佐用町ふるさとづくり協議会の運営助成と地域おこし協力隊の採用の項目、これにつきましては、私も再三質問させていただいてますし、ほかの議員からの質問もあったかと思えます。地域おこし協力隊が、今年度募集をかけても応募がないということに関しての「C」Checkの評価部分と、「A」Action改善、なぜ応募がないのか。それに対して、どんなところを改善してみようかなというように、次回までに宿題として出させていただいて、次回、再質問させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 質問は、次回も議会ありますから、いろんな、自由な質問していただければと思います。

ただ、地域おこし協力隊についても、前回もこのお話をさせていただいて、現在、応募がない。

ただ、その原因として、チェックですね、なぜないのか。それについては、今の分析の中では、その応援隊、応募をしようとする方にとって、明確にこういう仕事をしたいとか、こういう自分が役割を果たしたいというような希望と、町のほうが募集している内容がぼんやりして、協力隊という中だけでは、なかなかマッチしないというところ、その原因の1つではないかなということをお願いしたと思うんですね。

そのために、今、募集しているのは、例えば、今、木材ステーション、木材の利用・活用・流通について、携わってほしいというような、こういう目的、こういうことをしてほしいということ掲げた上で募集もさせていただいております。

ただ、地域おこし協力隊というのは、幾らでもいらっしゃるわけじゃない。今、増えていることは確かなんですけれども、総務省でも言ってるのが、全国で1,500人とか2,000人とか。若者の移住でも、この間もテレビでしてましたけれども、多くなったと言っても1万人レベルですよね。だから、それを全国の自治体で同じようなことを取り組んでした

とすれば、なかなか、それにマッチした適材、適任者を獲得するというのは、本当に難しいところがあります。

そういう中で、募集もしますけれども、先ほど、お話しさせていただいたように、いろんなつながりを持って活動されている方が、町内にもいらっしゃるし、町内だけではなくって、いろいろな1つのネットワークの中で、皆さんの情報ネットワークの中で、こういう人が、こういうことやりたい人がいるよと、こういう人はどうですかというような紹介をいただくということは、非常にありがたいなと思います。

そういうふうな形になると、実際にもっとマッチングして、町の思いと、来ていただく人の仕事内容。そして、それがまた、将来へつながるような作業、仕事にもなっていくということで、その情報だけで出す部分では、なかなか、それが伝わっていないうんか、マッチングしないところが1つの大きな原因ではないかなというふうに思っております。

研究は、当然、しておりますけれども、当初の地域おこし協力隊の場合は、農業面で地域の人手不足といいますか、集落の中での高齢化の中で、地域の農業等を手伝っていただくような、参加していただくような人ということの思いで始まったので、農林振興課が中心にその募集をしていたんですね。

そうではなくて、今、千種議員からお話の分にありましたように、新しい分野、そうした情報発信とか、そういうことも含めて、いろんな分野でのことを考えていくと、その募集をする担当部署は、企画防災課が担当すべきだろうというふうには考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） はい、承知いたしました。

前回の質問の時にも、この協力隊の話を見せていただいて、それ以降、東京にあります一般社団法人移住・交流推進機構 JOIN というところのホームページにも、佐用町の募集が追加で掲載された等々、確認しておりますので、何もされていないという認識ではありませんので、そのへんご了承ください。

続きまして、同じような関連性があるんですけども、次の質問に移りたいと思います。

定住促進における情報の受発信の方法はということです。情報政策を定住促進に特化して質問項目を書いておりますので、通告書を読み上げさせていただきます。

人口減少への対応策の1つとして、移住の促進があります佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略においても基本目標2の基本的方向(1)で示されております。現在も取り組まれている事業でございます。

しかしながら、それは本町のみならず、全国の多くの市町が取り組んでおられます。その中で実績を上げていくには、それなりのやはり戦術が必要だと考えております。まさに外部との情報の受発信、情報政策が必要だと考えます。

まず1点目に、佐用町ではどんな人材を求めているのか？という情報発信をどうされているのか。

どこの、誰が移住する場所を探しているのか？という情報の受信はされているのか。

そして、単なる空き家情報でなく、地域周辺環境の収集・分析・発信は、どうされているのか。

フェイスブック・ホームページ・佐用チャンネル等々の活用はされていますが、その魅力的運営・更新については、今後、どのようにお考えなのか。

そして、地域おこし協力隊の無応募に対しての対策は等、情報をいつ、どこへ、どんな

方法で、誰を対象に発信し、受信するためには、普段どこからどこへ向けてアンテナの感度を上げていく必要があるのか、つまり戦術としての情報政策が、必要だと考えます。

また、その戦略を練り実行できる人材の育成が必要だと考えます。

途中、途中、重なった質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、関連した質問でありますけれども、千種議員からの次の質問項目であります定住促進における情報の受発信の方法の課題、問題に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

どんな人材を求めているのか。また、どこの誰が移住するところを探しているのか。空き家情報ではなくて、周辺の環境の収集・分析・発信はとのご質問であり、情報の受発信についてでございますので、それぞれ個別ではなくて、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきます。

全国自治体約 1,700 余りの市町村のうちから、佐用町を選定し、移住をしていただくためには、それ相当の魅力的な発信がなければならないというふうに考えます。

魅力的な発信は、必ずしも各市町村が競い合い移住者に優位な支援策や補助制度をしていることを発信するだけではないというふうに考えます。

本町では、現在、自然減を含め、年間に約 350 名の人口が減少をしております、今後も、そうした人口減少は続き、人口増加を望むことは大変難しい状況であるということ、このことは、しっかりと直視をしなければならないと思っております。そのために、佐用町が有する自然、風土、伝統など、その佐用町の持つ歴史というものを継承しつつ、町の魅力、また、町のよさというものを発信していきながら、緩やかな人口減少となるような施策を模索をし、努力をしなければならないというふうに考えております。

そうした中で佐用町への移住策につきましても、大変重要な 1 つの施策であるというふうに考えているところでございます。

移住者に対する情報の発信につきましては、ホームページを活用したり、佐用町の環境情報を含めた移住、定住用行政サービスパンフレットを今後、作成をして、町内外に配布することで、まず、情報の受発信をしていきたいと考えております。

また、行政サービスパンフレットは、イベント等のもとより、28 年 1 月から移住を目的として兵庫県が東京に開設するカムバック兵庫などを活用して、全国にも情報の受発信を行ってまいります。

次に、定住・移住の促進につながるフェイスブック、ホームページ、佐用チャンネルの魅力的運営、更新でございますが、現在、佐用チャンネルのデータ放送において、求人情報として、ハローワークたつの求人情報を、毎週月曜日を基準として更新をしております。

また、ホームページにおいて、I ターン・U ターン・J ターンなどを希望され、町内に居住できる住宅をお探しの方に、佐用町空き家・空き地情報を、兵庫県が運営する兵庫で田舎暮らしのサイトへのリンクでお知らせするとともに、空き家を提供される方への登録様式を掲載いたしております。

また、兵庫で田舎暮らしのサイトからのリンクで、NPO 法人ほっとネット 373 が運営する西播磨暮らしサポートセンターのサイトにおいては、移住希望者が必要とする情報として、佐用町をはじめとする、西播磨へ移住された方の体験談や、何から始めたらいい

のか、農業を始めるにはどこに相談すればいいのか、移動手段は、自治会とのつき合い方はといった周辺環境などに関するQ&A情報を見ることができるようになっております。

今後は、この施策の整備とともに、ホームページ上のリンクへの整理、移住施策情報のホームページ掲載方法を精査しながら、より魅力的になるよう適宜更新をしまいたいと考えます。

フェイスブックは、情報共有用、いわゆる双方向のコミュニケーションツールとして活用しており、住民同士がつながる情報を主としておりますが、移住を希望される方からも、町の魅力を感じられるものと思います。

いずれの広報媒体も、その特性を生かして、定住・移住に関する情報を収集し、迅速かつ正確に発信をしまいたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の応募がないことに対するの対策はご質問でございます。先ほどの質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、地域おこし協力隊の募集につきましては、これまで佐用町のホームページに掲載をしてきておりましたが、問い合わせはあるものの応募がないことから、年齢制限の45歳への引き上げや木材ステーションの関わりも活動に加えるとともに、広報手段を検討し、このたび11月からJOIN、一般社団法人 移住・交流推進機構のホームページにも掲載をし、全国から広く隊員の募集を行っております。

しかしながら、掲載して間もないこともあると思いますけれども、今のところ新たな問い合わせや応募がないという状況でございます。

このJOINのホームページでは、全国の自治体が広く地域おこし協力隊を募集しており、協力隊希望者はその多くの募集の中で、自分にあったものや、採用条件を選んで応募されているものと思われるので、今後は、より魅力ある募集内容や採用条件を提示していく必要があるというふうに考えます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） また、先日の視察の話になりますが、先日の島根県の視察で学んできました。奥出雲町は、年間の移住者が約100名、人口は1万4,600人、これは23年の統計なんですけれども、それぐらいの町でございます。邑南町におきましては、2013年度の移住者が56名。この邑南町につきましては、27年4月現在1万1,300人の町でございます。

いずれでも質問させていただきますと、移住者の中心の年齢は30歳代、家族連れ、子供連れの世代の移住が多いということでした。

奥出雲町におきましては、先ほど言いました、その協力隊につきましても8人の募集に対して、やはり25名の応募があった。その中で面接をさせていただいて、きっちりと何をやりたいのかという話をした上で、8名を採用したという話でありました。

地域おこし協力隊におきましても、いろいろありまして、今まで佐用町が農業分野で人が足りないということで、そういった社会的な形で応募するというのと同時に、こちらでやはり成功しているのは、テーマを持って、先ほどの町長の答弁にありました、今後、佐用町がされようとしているこういったテーマに関して活躍をしてくださいというのを明示した結果、こういった形の応募があったということと、あときっちりとコーディネーターの方が、コーディネートをされた。あなたは自分軸でこの町へ来たいのですか、社会軸で

来たいのですか、自分の持っている力で、何かこういった過疎の町を変えたいというような社会的な役割を担おうとして来られているのか、また、別に地域は関係ないんですよ、自分自身の人生において、この町へ移住して、こんなことをしたら、自分自身が変われるから、こんなことがしたいんですよというようなことを、事細かにコーディネートされて、移住の推進をされておりました。

また、移住に関しましても、長年、そういった移住フェア等々で出店をされて、そういった希望のある方々と常につながっている。ですから、問い合わせがあったから、即応募というんじゃないしに、コーディネートをきっちりすることによって、あなたは、今、移住がしたいんですか。将来、結婚して子供ができた時に移住をしたいんですか。それで、先ほど言いました、そこで、どんなことがしたいですかというのを、きちっとコーディネートができていく結果が、この実績につながっているというお話を伺いました。

先ほどの、廣利議員の答弁にもございました、今後、専従職員を置いていきたいということは、非常に私も賛成でございます。ぜひとも、そういったコーディネート力の向上、また、そういったことも、いろんなところへ勉強会へ出ていくと、そのコーディネートをやる方々の勉強というのものもあるらしいです。

先ほど、ホームページで名前の出ました一般社団法人 移住・交流推進機構 JOIN のホームページを見ましても、当然、移住をしたい人への情報というのたくさん載っていると同時に、そういったことを受け入れようとする市町の担当者へのいろいろなお知らせであり、また、そういったことの人材育成のお知らせもたくさん出てございます。ぜひとも、そういったことを利活用していただきたいというお願いと、先ほど、町長の答弁にもありました1月16日、兵庫県が東京のパソナビルの中にカムバックセンターを開設されます。

1月16日に開設式を行い、それを、なぜ1月16日にしたかということ、1月17日に、そのJOIN、一般社団法人 移住・交流推進機構が移住・交流&地域おこしフェアというのを、東京で大々的にされます。我々も昨年以來、実は、民間レベルで兵庫県のほうに、いろいろお願いをして勉強会を重ねてきた結果、こういった形で開設されるんですけども、せっかく1月にオープンされるんですけども、佐用町としては、そのオープン、また、JOINのイベント等々の連携、活用等については、お考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 既に、そういうところで登録をさせていただいたり、連携・活用をさせていただいているということです。

また、兵庫県のほうでカムバックセンターをつくられるということなので、当然、それまでに、そうしたパンフレットもつくって、そこで配布ができるように、そういう準備もさせているところです。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 定住促進、観光振興等、各分野においては、やはり先ほどから言っ

ております情報発信というのは重要であります、しかしながら、その時だけ、その内容だけを発信しても、なかなか伝わらないというのが現実でございます。

それは、情報発信の方法というのが簡単になり、個人でもいろんな情報を世の中に発信できる。その結果として、情報は世の中にあふれて、皆さんがそれを取捨選択しているという状況でございます。

大切なのは、情報発信の方法論だけではなく、普段から気にかけていただける仕組みづくりや関係性の構築が本当に大切なのではないかと考えております。

ぜひ、それを理解した情報政策に取り組んでいただき、本町の地域創生 人口ビジョン・総合戦略が順調に達成できることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 千種議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

再開を、午後 1 時 15 分といたします。よろしく申し上げます。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可いたします。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2 項目について一般質問を行います。

まず、1 項目目は住宅政策についてお伺いいたします。

1、6 月議会で老朽空き家対策について質問を行いました、改めて、空き家問題と空き家対策計画について伺います。

①来年度から実施できる取り組みになるよう町民からは期待の声が寄せられています。町条例の検討状況について明らかにお伺いいたします。具体的に個人向け助成内容、対象者、対象建築物、補助額、予算など。自治会向け助成内容、対象建築物、補助額、予算などについて、お伺いいたします。

②国の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく町の対応について、その法の 7 条には、空家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるについての具体化は、どこまで進められていますか、伺います。

住宅政策の 2 つ目として、公営住宅政策計画について伺います。佐用町のマスタープラン策定が必要だと私は思いますが、その予定はどうなっていますか。

公営住宅の現状、並びに家賃減免の具体化について、その計画の内容について、よろしくお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの、まず、空き家問題と空き家対策計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町条例の検討状況について明らかにされたいということでございますが、空家等対策推進特別措置法の関連規定が施行されたことを受けて、町でも既に、空き家除却制度の検討を進めております。

町では、町民の安全と地域社会の平穩の確保に寄与し安全な町とすることを目的とした生活安全条例を定めておりますので、この条例をもとにして、今年度中に老朽危険空き家の適正管理に関する要綱の制定を予定いたしております。また、必要であれば条例及び規則を改正したいと考えております。

要綱では、町の役割、所有者の責任、町民の皆さんの協力を明確にし、空き家に関する基本的な対策や適切な対応を行うための協議会の設置について定める予定で、町内の老朽危険空き家等の管理の適正化を目指してまいりたいと考えております。

次に、危険空き家の除却に対する支援についてのご説明をさせていただきます。

支援の対象となる住宅は、兵庫県住生活基本計画に基づく老朽危険空き家除却支援事業及び国の空き家再生等推進事業により、空き家の除却を行う事業を活用する場合であって、その住宅が倒壊等により道路を通行する者及び近隣の住民等周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が条例又は要綱に基づき、指導又は助言を行っているものということになります。

補助対象者は、空き家の所有者及びその相続人であり、個人のほか自治会や法人も対象者となるのが規定されておりますので、対象者の範囲などについて、さらに検討を進めているところでございます。

県が規定する補助金額については、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1、その所有者負担が3分の1となり、県の補助金の上限が33万3,000円と定められているため、事業費の上限は200万円となっております。

以上のような国と県の補助の条件に合致する危険空き家の除却について、今後、町としての補助要綱を定めるよう検討を行っております。

また、国や県の補助の対象にならないような危険空き家等の問題もございます。それらの空き家等について、自治会や自主防災組織において自らの地域は自らで守るという自主防災の精神において除却や危険回避の措置を取られる場合において、その機械の借り上げ代や燃料代、資材の購入費など一定の金額を補助する制度の検討も行ってございますので、具体的な内容につきましては、3月までにはお示しをする予定としております。

ただ、国の空家等対策推進特別措置法の基本的な考え方として、空き家等については、その所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提となっており、市町村は地域の実情に応じて地域活性化等の観点から空き家等の有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等について所要の措置を講じるとされております。

今後も、これまで町が行ってきた関係各課による情報共有や、自治会等のご協力によって所有者に対する働きかけ、また、空き家バンクの登録などの取り組みを今後も引き続き、粘り強く続け、空き家問題に対処したいと考えているところでございます。

次に、2点目の空家対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会の組織化について具体化はとのご質問でございますが、議員ご質問のとおり、空家対策特別措置法第7条には、市町村は、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。と規定をされております。

先ほどのほかの議員の質問でも少し触れさせていただきましたが、町では空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための場として、生活安全条例に規定する地域安全推進協議会に、空き家対策の専門部会を設けることを検討いたしているところであります。

専門部会では、町内の空き家に関する調査や対策、空き家対策計画の検討を行っていたほか、具体的な空き家の事例について協議、検討を行っていただき、協議内容に従って、場合によっては町が空き家の所有者等に対して指導や助言、勧告、または、命令を行うことを規定したいというふうに考えております。

次に公営住宅政策計画について、マスタープランの策定が必要だが、その予定はということ、公営住宅の現状について、また、家賃減免の具体化についてのご質問に、まとめてお答えさせていただきます。

まず、平成 18 年 3 月の住生活基本法の施行により、国の方針として、住宅建設を重視した政策から、良質なストックを将来世代へ継承していくことを主眼とした政策へと転換を図る道筋が示されました。

建てかえや大規模な改修、修繕については、長寿命化計画の策定がなければ補助制度を活用することができないことになっております。よって、町ではマスタープランにかわる計画として平成 26 年 3 月に公営住宅の長寿命化計画を策定いたしました。

この長寿命化計画では、年次的な改修や建てかえ等も盛り込んでいるほか、安全・衛生面の視点から老朽住宅は除却し、既存の町営住宅を個別に機能改善しながら将来に継承することといたしております。

今後は、長寿命化計画を基本として、国・県等の施策との連携や整合を図るとともに、補助制度を活用しながら、住宅施策を推進してまいりたいと思っております。

次に公営住宅の現状でございますが、公営住宅の管理戸数は 517 戸でございます。うち、入居戸数が 426 戸で、政策空家を除いた入居率が 89.9 パーセントとなっております。

入居募集については、定期募集 2 回、空室の臨時募集 2 回、合計 4 回、年に行っております。

定住促進住宅においては、別個、随時募集をいたしております。

次に、家賃減免の具体化でございますが、公営住宅法による家賃算定を行っており、家賃の減免については、施行条例第 18 条で規定をいたしております。

18 条第 1 項としては、収入が著しく低額であるとき。第 2 項としては、病気にかかったとき。第 3 項としては、災害による著しい損害をうけたとき。第 4 項として、各号に準ずる特別の事情があるとき。となっております。

これを受けて、佐用町営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱で詳細を規定しているところでございます。

各号はもとより、離職等により家賃算定がえなど、それぞれの世帯の相談に応じるとともに、対応可能な各種制度のご案内や紹介も行っております。現在のところ、要綱の定める以上に家賃減免を行うことは考えておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 危険空き家については、除去制度に向けて進められているということで、6 月議会で質問して、まだ、時間がたっていないのですけれども、その時の回答と

して、9市町が助成制度を制定し、佐用町を含め19市町が今後制定を検討していくということで、国の5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴って、どんどん、そういう形で進められてきているわけで、佐用町でも具体的に来年の3月には町民に対して明らかになるというご回答だったとは思いますが、その検討していく中で、協議会の設置も含めて、それらは具体的に空き家の実態調査を進めたり、それから国の制度を取り入れていくこととか、危険空き家の基準をどんなふうにするのとか、そういう具体的なことを決めていく協議会のほうは、時間的には、いつするのですか。やはり3月ということでもいいのでしょうか。

聞きたいのは、具体的に6月議会で取り上げた結果、町民の方からは、いつからそれが具体的に制度として動いていくのかなという声などが届いているので、お伺いしたかったですけれど。もう一度、すみません。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今、お答えをさせていただいたとおり、そうした生活安全条例をもとに、その要綱等を定めたいと考えております。それを3月までにはまとめて、また、議会のほうにも報告をさせていただき、町民の皆様にも説明をさせていただきたいと思っております。

当然、この要綱等を制定した中で、それを実施するためには、そうした協議会が必要であるということで、これは並行して進めていかなきゃいけないことで、まだ、最終的な要綱等はでき上がっておりませんので、それができ上がれば、それに基づく協議会等の設置に向けて、協議会に入らせていただく人選等をまず進めていきたい。できるだけ新年度から、そうした活動が、実際に実施できるように、体制を整えていきたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 空き家の関係については、町民の関心が大きいところなので、それぞれ議員からも質問があったところですが、空き家の実態の調査についても先ほどの答弁でいくと、その要綱ができた後に、そういう実態調査に入ることになるんじゃないかと答弁を聞いていて思ったんですけど、まず、空き家がどんな状態、実態に、佐用町の場合、大まかな数字はその都度聞かせてはもらっているんですけど、個々の実態の綿密な調査というのは、時間的にいくと、やはり3月までに設置される要綱を受けた後、そういう調査にも入って行って、具体的に動いていくのはそれを受けた後、予算とか、ものに入っていくんだろうと思うので、新年度から実施していくということでは、早急に進められるのですか。そのことをもう一度、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） この空き家等の問題については、一般質問で、それぞれほかの議員からのご質問にもありまして、私のほうの答弁を平岡議員もお聞きいただいていたと思います。

その中でも申し上げましたように、実態を詳しく調査することが非常に難しいということ。その中で、それを活用していくことと、危険な空き家、これを何とか除去、除却するとかということとはなかなか全てが1つにはなりません。

今回、国のほうとしても、大きく政策として打ち出されてきているのは、そうした危険空き家等の除却に対して法的な規制といいますか、指導ができるように、町としても、そういう安全条例で安全面を、まず、考えていこうというのが、今回、1つは条例、要綱の制定と考えているということでもあります。

ですから、別に要綱があってから、その調査をしてといっても、なかなか厳密なと言われると、どこまでが厳密かわかりませんが、個人の所有者、どのようにされるか、どのようにその方が、どういう状態、その家、家が、その家族、また、相続がどのようにされているかというようなことまで、なかなかこれは調査するというようなことは難しいです。

これは、各それぞれの空き家が存在する集落、自治会のほうの皆さんからの、また、要望とか要請、用法、そういう中で、まず、早急に対応して行かなきゃいけない、そういう空き家が当然存在しているわけでありまして、そういう問題を個々に、まず対応していくためにも、この要綱を制定をして、それに対して、協議会で協議いただいて、それをそうした事業対象にする。そして、その事業対象にしたものを、どう判定をして、まず、指導、また、最終的には命令とかができるという形で、個人の所有者の責任、そういうこともしっかりと明確にした上で対応しようということでもあります。

ですから、町が全て、それを把握して、調査をして、町が計画的にあるものを、1つ1つ全て対応していくということは、これはすぐできることではないということは、十分おわかりのことと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町の要綱をつくっていく上で、県の指導であるとか、そういうのもあるということで回答がありました。県の補助受けたり、国なりの補助を受けていく上でも、今の制度上、上限 200 万円ですか、の事業で県の補助で 33 万 3,000 円というふうに具体的な回答もあったんですが、そういう空き家の危険空き家ですけれど、実態として、特定空き家というのが、いったい判断基準がどうなのかとか、そういうことについては、町長が最終的に町の段階で決めていくというふうになっているので、そこらへんで責任が重大なので、その協議会には、当然、役場の担当者はそうですけれど、専門的な人が入って対応を検討していくということも大事だろうと思うので、そこらへんの構成メンバーであるとか、そういうことについても、検討を、まだ今からされるんですか。だいたい煮詰まっているんですか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お願いします。

町長（庵途典章君）　　まず、1つは、こういう要綱ができれば、全ての空き家が対象になって、対処ができるかというふうに期待されると、国の法律、県の条項も違うんですね。これは、あくまでも危険空き家、周辺の環境なり、特に道路の通行とか、そうした近隣に対して危険を及ぼすというような、そういう空き家に対して、まず、対処しましょうということです。

だから、一軒家のように、ぽつんとあって、周辺にそういう状況がないものについては、こうした対象にならないという場合のほうが、特に私たちの地域のような田舎では多いのではないかなと思います。

人家が密集したところ、それから道路に全部面した都市部のようなところであれば、また、逆にそういう対象のほうが多いということになると思うんですけどもね。

ですから、そのへんがあるので、国や、また県の条例、法律や条例等そのまま町に当てはめて考えると、また、これがなかなか十分にそれが機能しないといいですか、地域の皆さんの期待、要望には応えられないところが出てくると思うんですね。

ただ、国としては、県からの助成金、これは上限が200万円と県のほうで決められています。対象になる空き家であって、そうした事業を行うのには上限200万円、県が33万円、国が66万円で、3分の1持てば、それに対して町が33万円の随伴補助をしていくというものです。持ち主さんが3分の1は負担が必要ですよということです。

そうでないところをじゃあどうするかということですが、これは先ほど、地域でやっぱりこれは環境上も地域の景観から見ても活用が最終的にできなければ、何とか除却をしていきたい。それに対して個人だけでは、なかなかできない。じゃあ、みんなで協力して地域も一緒に協力して除却しましょう。壊してきれいにしましょうという時に、今度は、町独自に、そうした機械の借上げをしたり、その処分ですね、処分費、処分するところでは、できるだけ安く処分ができるような方策を考えると、地域の自治体、やってもらう団体に対して幾らかの助成をすとか、そういうことも含めて、町としては考えていかなきゃいかんだろうなというふうに思っています。

その判定については、最終的に町長という名前で判定をするという形になってはいますが、それには、やっぱり公平性も保たなきゃいけませんし、私が独断で考えるわけではない、できないんで、そうした協議会をもって協議をしていただくということになるわけです。

だから、そのためには、そのメンバーにどういう人に入っていて、そうした協議会を構成するか、これについては、現在、個別の名前はまだ選定は、選任はしてませんが、地域の代表であるとか、当然、建築士だとか行政書士、それから土地の所有者等の問題がありますので土地家屋調査士とか、できれば、そうした専門の方にも入っていただければと思うんですけどもね。これもお願いですから、なかなか町が任命をして、それのできるものではない。

だから、そういう、いろんなことを検討していこうとすれば、どうしても、そうした専門職の方にも参加、ご協力をいただかないとできないだろうなというふうに考えています。

当然、それには、例えば、消防とか、先ほど、ちょっと言いましたけれども、道路なんかに関しては土木なんかの道路管理をしているほう、町は、町道管理を建設課がやっていますけれども、県道、国道は、県の土木が管理をしているわけで、そういう管理者。

それから、最終的には、警察ですね、そういうところにも、やっぱり意見を聞いたりすることも必要かと、そういう構成を考えながら、今後じゃあ、具体的に誰にお願いをしようかということ、これから進めるということになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁からすると、いわゆる国の空き家対策の特別措置法に合致するような、そういう対象の、いわゆる非常に危険が伴うような、そういうものだけではなくて、こういう過疎地で空き家として撤去がされるのが望ましいような家屋に対して、町独自で、近隣だと、最近も姫路市さんとか具体的に単独のそういう要綱などが示されて、新聞報道されているので、そういった関心もあるんですけど、そういったことも含めた形で、佐用町としては、新年度に向けて予算も伴うことですから考えていくということで、答弁をお聞きして理解いたしました。それでよろしいんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵邊典章君） 理解をしていただいたということですが、その理解が、どこまでのことができるかという範囲については、これはまた私のほうで、十分予算も伴い、財源も要ります。

町が行政としてできる範囲と、個人の財産権とかいうような問題でできないところもあります。

そこらあたりは、いろいろと内容はこれから検討しますが、そのとおりにお答えさせていただいたとおり、国の条例を規定するだけでは、これは対処ができないだろうと、それに対して、個人の方が、基本的には責任を持ってもらうわけですが、ただ個人と言っても、現在の山の管理と同じですよ。なかなか、個人だけでは対応できない時代になってきてしまっています。

ですから、行政として何が一番支援ができるか。その部分について、前にもお話ししましたけれども、そうした廃材、破棄したもの、壊したものを処分するようなどころということについて、行政が全体として皆さんに提供できるようなこと、支援ができるようなことも考えていきたいし、それから、集落自体が、みんなで地域を守るといこと、地域の環境、地域の安全、こういうことに取り組んでいただく、こういう協力といことがあるところに町行政としては、できる限り、その支援をしていくと、その部分での支援。そういうことで考えていきたい。

だから、ちょっとくどくなりますけれども、国や県の条例が危険空き家ですが、その範囲を広げて町が同じことをやりますよといことは、これはちょっとできないと思うんですね。国や県の部分を全て町のほうが負担をして、個人が3分の1という原則、これだけで全ての空き家等除却ができるかといことになってしまうと、これ大変な財源が要ります。ですから、この部分については、やっぱり国・県の条例に基づいた形で町は規定をしながら、それに合致しない部分について、今、お話ししましたようなことも入れた要綱を考えなきゃいけないだろうなというふうに思っています。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろ全国的に、そういう条例が制定されている自治体が、ちょっと前ですが、14年4月現在で、355の自治体で、そういう具体的な条例が制定されているので、当局もいろいろ研究はされているとは思いますが、よりよいものにし

ていただきたいんですけど、空き家の先ほど言いました解体や撤去に費用がかかることが1つ大きなネックになっているのと、それから、もう1つ撤去した後の税金の関係ですけど、この税の負担が重くなるという家屋がなくなることによって、固定資産税が6倍というふうには聞いてはいるんですけど、重くなるという、そういう要因をなくすために、これは町独自どうするというか、国の対応が必要にはなるんですけど、そのへんの情報は、すみません、正確には撤去してということで進めるいうのと同時に、税金の関係では、どんなふうな対応が、今、進められているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） 空き家を撤去した後の固定資産税につきましては、従前から同じ取り扱いということで、今、住宅用地の特例は200平方メートルまでは6分の1、それを超える部分については、3分の1というような特例がございまして、それが住宅がなくなれば、その特例はなくなるということで、今回の特定空き家の件につきましては、建物があっても、そういうふうな分については、その減免を廃止するというような方向が出されてますので、そういうことになれば、同じ取り扱いになるというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 国のほうに考えてもらわなあかんことなんですけど、固定資産税が、空き家があってもなくても上がるということで国のほうは考えておるといことなんですね。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（加藤逸生君） あってもなくてもではなくて、特定空き家に認定されて、その除却の命令でしたか、そういうのが出された場合に、特例の適用を受けられなくなるということでございます。

普通に空き家であれば、住宅として建っておれば、今は、その特例を適用しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 危険空き家の関係については終わりました、住宅のもう1つのほう

の一般公営住宅なんですけれど、先ほどの回答から長寿命化計画をして、それに伴って町のほうで、マスタープランは必要ないというふうにお聞きをしたかと思うんですけれど、公営住宅の現状として、家賃減免の具体化のことでお尋ねしましたけれど、町の要綱以上には考えていないということだったんですけれども、全国各地には、自治体家賃、公営住宅もそうですし、民間家賃住宅に対しての補助として、行政が補助事業として全国の 75 自治体で実施されているというふうに情報を聞いているんですけれど、その対象者として、その補助の内容で、高齢者であったり、新婚、障害者、母子、父子、子育て、Uターン、Iターン、Jターンですか、転入者、若者というふうに、こういう家賃補助というのは、全国的にも進められてきているので、町の今ある要綱での減免とは、ちょっと違うんですけれど、そういった住宅の補助事業、公営住宅も含めて家賃補助のあり方については、考えていく、国の交付金、まちづくり交付金など、いろいろ補助が行われて、それを活用して自治体で取り扱っておられるので、佐用町においても、こうした国の交付金なども活用して補助事業も考えてはどうかと、これは提案なんですけれど、していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） これは、それぞれの自治体の住宅に対する考え方によるもので、全国にあると言われても 1,700 のうち 75 というのは、少ないところです。

多分、公営住宅をあまり持たずに民間住宅を中心に住宅政策をやっていこうとすれば、確かに、そうした住宅の補助という、対象者に対して、そういう政策も出てくるのではないかと思いますけども、佐用町のようにかなりの数の公営住宅を保有している町、それも空き室も、まだまだたくさんあるわけですね。そういう中で、確かに、民間のああしたマンションといいますか、アパートもたくさんできておりますけど、それは、その利用者、入居者の考え方ですから、公営住宅については、それだけの安い家賃で入れる制度として持っておりますから、そこは十分に活用いただけたらと思います。

ですから、今の状態で民間住宅に入られる方に対して、家賃の補助をするというようなことは、これは考えておりません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 民間家賃住宅の補助事業は 75 自治体、実施されているという紹介はしたんですけれど、今ある佐用町の公営住宅に入居されている方の中での高齢者であったり、障害者とか、その若者とか、子育て中の家庭であるとか、そういった人に対して町独自の家賃補助制度というのは、私は必要になると思うんですけれど、そこらへんの考えはありませんか。もう一度、お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 公営住宅法に縛られない、私どもの定住住宅という形の旧雇用促進住宅は、御存じのように、そうした政策的な補助じゃなくって、元来の住宅家賃を低減化しております。また、公営住宅にあっても、当然、公営住宅の家賃算定というのは、子育てされている方等においては、それは、いろいろと、その方の収入によって、全然違うんですけれども、家賃の算定の所得額というのは、子供がおられたり、また、親がおられたり、いろいろと家族があれば、その分、控除されていきますから、それに見合った安い家賃で算定ができるように、元来、そういう政策にできておるわけで、そのことが、1つは直接的な補助じゃないですけども、家賃そのもので、ちゃんとした対策はしているというふうに、ひとつご理解をいただかなければならないと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、次、いいですか。

議長（西岡 正君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 住宅関係の次に質問項目を出しております2番目の質問を行います。

2つ目の質問事項は、10月9日付神戸新聞で自衛官の募集を担う自衛隊地方協力本部の依頼に応じて、兵庫県内41市町のうち16の市町が昨年度、住民基本台帳から高校3年生などの氏名や住所など個人情報を紙や電子データで提供していたという報道の関係でお伺いするものです。

この中で、佐用町は紙による情報提供をされていたということで、その事実関係については、10月13日に共産党議員団でですけど、町長宛てに申し入れを行いました。その申し入れ内容は、この報道が事実かどうか、提供は新聞によると昨年度のみとなっていますが、それ以前のことはどうだったのか。また、提供された人数、それと提供した個人の情報の内容ですね、そのこと。

それから、佐用町において個人情報保護条例というのがありますけれども、この利用及び提供の制限についての条文の中で、本人の同意があるとき、又は本人に提供する時は提供できるということや、それから法令に定めがある。こういった条文がありますけれども、この保護条例第7条について、どうなのか。

また、3番目に本人の同意なく名簿を提供したことに対して、名簿記載者、その家族に対し謝罪を求めるという内容。

それから、4点目は、今年度からは、この提供を取りやめたということで、その理由として、マイナンバー制度導入を考慮したということも20日の日の回答ではありました。こういうことについて、マイナンバー制度導入ということに対しての制度に対する見解、以上の点について、一度、回答は担当課からありましたけれども、改めて町長の見解をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員、2点目のご質問でございます。自衛官適齢者

名簿の提供についてのご質問にお答えさせていただきます。

今、ご質問の中で、そういう報道がされて、共産党議員団から町のほうへの質問状があって、その回答もさせていただきました。

今、担当者から回答があったというふうなお話ですけれども、これは私も見ましたし、町長の名前で回答をさせていただいておりますので、これは町長の回答だというふうにしていただかないと、担当者が勝手に回答したというふうにとられると、これは全く間違いですから、それで、よろしいですね。

それで、改めて、もう一度同じことを、ここで答弁をなさいと、質問しますということ、そういうふうに理解をさせていただきます。

まず自衛隊に関する事務と、都道府県及び市町村の関係について説明をさせていただきます。

自衛隊の主な任務は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たることが定められております。これは、自衛隊法第3条でございます。

このほかにも、平成21年の佐用町における台風第9号災害、平成23年に発生した東日本大震災、本年9月の台風18号による北関東大雨被害等に対する災害派遣等、人命救助や生活支援をはじめとする復興支援にも携わっています。

こうした国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口をもつ都道府県や市町村がその事務を担う必要があり、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うことが、これは、自衛隊法第97条で定められております。

自衛官募集事務の内容につきましては、自衛隊法施行令第114条から第120条でそれぞれ定められているところでございます。また、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を第1号法定受託事務と定め、本来国が行う事務を、国に代わり都道府県や市町村がすべき事務となっているところでございます。

それでは、議員のご質問に順にお答えさせていただきます。

まず、情報提供の内容につきましては、年度内に18歳に到達する者の住所、氏名、生年月日及び性別でございます。

次に、町個人情報保護に関する条例第7条に対する見解でございますが、お尋ねの第7条では、実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないの規定のとおり、個人情報を安易に利用することや提供することは制限をしております。

しかし、例外規定として、1つ、本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。2つに、法令等に定めがあるとき。3つ目に、個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。4つ目に、個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。などの場合においては、個人情報の利用や提供を認めているところでございます。

自衛隊への名簿の提供については、第7条第2号の法令に定めがあるとき、具体的に申し上げますと自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条及び第162条に根拠するものでありまして、これは条例違反には当たりません。

3点目に、同意なく名簿を提供した関係者への謝罪とありますが、このたびの事務は法令等の定めにより行ったものであり、謝罪する必要性は私はないというふうに判断をしております。

4点目の、今年度から取りやめた理由は、「マイナンバー制度導入を考慮」ということだが、同制度に対する見解はということでございますが、確かに本年度分から、この名簿の提供について、紙での提供はやめ、閲覧をいただくように変更をいたしました。名簿の取り扱いについての違法性はなく、また、自衛隊が住民基本台帳を閲覧することは、紙で提供しても閲覧していただいても結果的には同じ内容の名簿であるわけでございますから、マイナンバー制度の導入ということがとりだたされている中で、個人情報の扱いで町民の皆さんに、不安やいらぬ誤解を与えないことが必要であるというふうに考えて、担当課において閲覧をしていただくという形に見直したというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ご回答がありましたように、私どもの申し入れに対して、回答書は庵途町長名で受け取っております。そのとおりです。手渡されたのが担当課長だったということで、事実関係は、そういうことです。

伺いたいのは、その法令に基づいているから、何ら問題がないんだとバクッとですが、全体を通して、そういう町長の答弁ですけれども、それでは、お聞きしたいのは、その法令に遵守しているから提供したことは問題なかったんだということなんですけれども、先ほど、最初に質問の中でも言いましたように、県内では、法定事務でやるんだからということだったんですけれども、41市町のうち、約4割に当たる16市町がそういう対応をしたということで、ここで違いができていますけれども、つまりこれらは、それぞれ自治体の判断によって行われたということであって、必ずしも義務であったということではないんじゃないかと思うんですけれども、その点は、どうなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） だから、そこはそれぞれの自治体の判断でありまして、義務でなくても、それを行うか行わないか。行うことによって法令違反があれば、それは問題でありますけれども、法令違反はないという、法令どおりの手続きをしておれば、どこにそれが問題であり、違反があると言われるのか、その根拠は何だと。私のほうでご質問をしたいというふうに思うんですけれども。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 大事なのは、個人情報を責任ある町が、法定受託事務であるから、提供したんだということで、言われているんですけれども、その国のほうの受託事務は言われるように裁量権が自治体にありますから、その裁量権でもって拒否することだってできるというような性格のものなので、本来、個人の同意なしに情報提供をやるということ自体、それは、私は重大な問題だと思うので、その点で、もう一度、法令に違反するとか、

しないとかという問いかけじゃなくて、その個人情報を管理している責任者として、情報提供に当たっては、きちんと対応してほしいということなんですけれども。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、その個人情報の保護条例に基づいて、きちんと対応していると思います。

例外規定では、こういう場合はできますよということが、ちゃんと規定がされているわけです。そのとおりに対処しているわけであって、そこを、何も、こちらが勝手に解釈をして行っているということではないということ、まず、これはご理解いただきたいと思います。

その中で、各それぞれの自治体において判断として、義務ではない。だから、提供しないということも、それもその首長の判断で、これは事務的な判断なのか、政治的な判断なのか、それはわかりませんが、そういう判断をされているところがあるのはあったとしても、そのように私がしなきゃいけないということは、また、ないということでもあります。

また、この自衛隊の募集の中で自衛官となって、既に佐用町からも若い人たちが、そういう任務に意欲を持ってついておられます。

そうした方にとっては、非常に職場としても、仕事としても、その方が、その仕事に対しての、本当に私たちは逆に応援をしなきゃいけないし、こういう情報のもとに自衛隊の募集がされて、それに応じて、そういう職を選ばれたということ、このことも当然だろう。これは、若い人たちのこれからの任務、仕事においても有効であったというふうに考えることもできると思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私は、要請があったのは、自衛隊の地方本部からなんですけれども、自衛隊のことについて、云々と言っているわけではなくて、訪ねているのは、住民基本台帳から、本来閲覧という対応をしなければならないのに、紙という、結果的には一緒なんだということなんです、いや、それは違うんですよね。情報提供のあり方として、町が判断した判断の内容は、そんなに簡単にしてもらっては困ると思うんですけれど、そういう批判が住民の中から、私は聞いているんですけれど、厳格にさせていただきたかったなど。今年度からはやめるということではあるんですけれど、だから、判断の仕方として、町の対応は安易ではなかったのかとお尋ねしているんです。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、だから何回お話ししても切りないと思うんですけれども、それは見解の相違です。安易にやったことではない。規定のとおり行ってきており、勝手に解釈をして、条例や法令違反で行っていないということ、このことを前提にお話をして

いただきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） この新聞報道は、10月9日付ではあったんですけど、その前の前段階で、その前の年、2014年ですね、平成26年11月に、これは中学生に対して協力本部からの名簿提出、個人情報提供するよという依頼があったと、これはまた、性格が違うかもしれませんが、そういった新聞報道がある中で、国のほうは不適切だったと認めて謝罪したという経過が新聞報道にありました。この時、住民の方から18都道府県、21カ所、約200市町村がデータの提供をしたという報道だったので、すぐさまそれは、中学生だったので、教育委員会のほうに確認とったところ、その点については、佐用町は、対応していないということでしたので、それはよかったなということで落ち着いてはいたんですけども、今回、高校卒業生に対して、18歳の年代の人の名簿を提供するという対応を町がしていたので、そのことについては、見解が違うということで、言われるのではなくて、真摯にそういった名簿の提供、個人情報のあり方については、保護条例でうたってはいるんですが、そういうやり方、行政がやっていることについて、ちゃんとチェックできるような体制も、私はこの件を通して必要だなと思ったんですけど、町の条例の中には、チェックできるような個人情報を保護していくという、そういうことに対しては、運営上、課題があるのではないかと思うんですけど、その点は、どうですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町としては、個人情報に対して、いろんな課題が、問題があった時には、保護審議会というのを設置をして、そういうチェックをする体制もつくってあります。

ですから、今回のお話、何回も言われますけど、きちっと保護条例に基づいて例外規定もあり、そういうものができますということでやっているんで、この問題で云々言われるんだったら、国の法律、自衛隊法なら自衛隊法を改正するというで、そういうことを国のほうにも要請をしていただかないと、逆に町のほうに全てそういうことを判断しなさいということは、ちょっとこれは、町として、そうした法律があり、町の中の保護条例も、そういう規定を設けてしている中で行った事務に対して、それが間違っている、謝罪をしなさいと言われるのは、少し、行き過ぎではないかなと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、そういう保護をしていく条例の中で、きちんと審議会で、ちゃんとチェックができるんだということを言われましたですけど、今回、今まで数字的には事前に回答していただいたものの中には、平成26年度で162件、平成25年度は216件というふうに提供数が明らかになっているところです。提供数はこれだけだったの

か。それ以前はどうだったのか。何か以前からしていたようにというふうに口頭ではお伺いしたんですが、そこらへんの実態がどうなのか、保護審議会でもやっぱりこういう取り扱いをした経過とか、それから、ことについて、やっぱり審議に諮って、扱いとしては慎重にするべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） その審議会にかける問題ではないというふうに、私は判断しておりますが。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 質問の中で、今年から提供をやめた、取りやめた経過の中でマイナンバー制度の導入などを考慮して見直すこととしたというふうになっているんですけど、この制度の導入を考慮して見直すことにしたというのは、もう少し、わかりやすく説明していただけないですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 私は、その回答をさせていただく時に、担当者のほうが、そういう文面を書いた時に、そのマイナンバー制度とは直接関係ないんじゃないかということは思いました。

ただ、今、このちょうど、マイナンバーが交付されて、個人情報、個人の管理という問題、いろいろと国民の関心も非常に高くなって、住民の皆さんも十分、なかなか理解も得られていないというような問題があるということの中で、答弁でもお話をさせていただきましたように、いらぬ誤解を受ける必要もないんじゃないかと、結果的には閲覧していただくことも同じなので、閲覧を、その紙でどこかに、当然、ここは紙で出した時に違うと言われるのは、そこだと思うんですけども、町が出した紙が、名簿がほかに漏れるというようなことの危険があるんじゃないかと言われた時に、そういう誤解を与えないために閲覧をしている。

ただ、私はこれ、実際には、閲覧をして名簿を抜き出して、担当者の方が書かれても、それがまた、どこかへ絶対行かないとは限らない。だけど、それは、その方もちゃんと、そうした法律の中で、守秘義務というのを持った中で業務をされているので、そんなこと言っていたら、私とこの町の業務、それぞれの担当者は全く何もできませんから。

自衛隊のこの事務官の方も同じです。そういう責任と義務というのがあるわけで、その中で動いている話ですから、マイナンバーを考慮してという言葉が、少し言えば解釈で誤解を与えた点については、もし、そういうことで関係ないんじゃないかと言われれば、そのマイナンバーを考慮してということ、それは取り消しさせていただいても結構です。

こうした説明でご理解いただければ、それで結構ですし、マイナンバーと何の関係がある

のかと言われれば、マイナンバーとは直接的な関係はないというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 取り消されるということで、簡単に言わないでくださいね。

マイナンバー制度で導入されることによって、いろんな町民の人から、現在、聞くところは、そのカードが届いたけれども、どうしたらいいのか、管理が大変だなとか、そういう一般的な不安の声は聞くんですけど、マイナンバー制度の国が監視、管理されるのではないかという、そういうことの不安に対して、具体的に書いてあるのに、警察、公安関係を含む 26 項目について、マイナンバーを含む個人情報の提供に公然と道が開かれましたというふうに、そういうふうなものということを、私は、改めて知ったんですけど、つまり、今、ここで提供したのは問題じゃないかと言ってやり取りしているような範囲ではない、公然とやられるという道ができたんだということが書かれているので、恐ろしいことだなと思います。

改めてマイナンバー制度の導入を進めておられる、今の体制というのが、秘密保護法が制定されたり、盗聴法だったり、私どもは戦争法と言っておりますけれども、そういうような情勢の中で、どんどん国家として秘密化して強めていくという方向にマイナンバーが活用されていくという危険性があるということの指摘があるので、そういう状況の中で、改めて申し入れをして、回答の中で、このマイナンバー制度の導入を考慮して見直すこととしたという、この回答は非常に重要な内容だなというふうに、私、思いました。

そういうことが起こらないように、してもらいたいと思います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、全く見解が違います。

今回、マイナンバーを考慮してと、名簿は提供してまますけれども、マイナンバーを提供することはありません。

だから、今回の平岡議員からのご指摘の自衛官の募集に対して、これまでのような形で名簿を自衛隊に提供したと、それを紙で名簿を出したのか、閲覧にしたのか、このことを紙でしていたものを閲覧にしたということが、マイナンバー制度が導入されたことを考慮してという、それはあくまでも、先ほど何回も申し上げるように、そうしたマイナンバーが全て、いろんな形で漏れて使われるんじゃないかとか、住民の皆さんが非常に不安にされている状況があるから、閲覧に担当者のほうはしたということだけであって、何も、この閲覧をしたり、また、紙にしてきたことが違法であったりしたことではないということです。提供をすることについての関係というのは、マイナンバーが導入されたからそうしたのではないと、直接的な関係はない。

そして、提供についてもマイナンバーを提供しているということではない。マイナンバーを提供できるようにしているということではないということ、はっきりと申し上げておかないと、皆さん、余計、心配されると思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 終わります。

議長（西岡 正君） 平岡議員の発言は終わりました。
続いて、6 番、石堂 基議員の発言を許可いたします。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂です。

私は、今回、一般質問で自伐林家及び新たな林業体育成への取り組みについて伺いたいと思います。

本年6月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、これにおいて農林水産業の成長産業化の林業分野、林業の成長産業化で、自伐林家を含む多様な担い手の育成・確保を進めるとの項目が設けられています。

さらに具体的取り組みとして、自伐林家の技術指導などの推進を図るとされています。この内容は、これまでに国の政策の外側に置かれていた自伐林家が林業の担い手に位置づけられ、大規模一辺倒だった林業政策の流れを小規模にも広げていく大きな一歩と捉えられています。佐用町が進めようとしている新たな林業政策を強く後押ししている内容であり、次年度に向けて、さらに積極的な取り組みが可能ではないでしょうか。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、木材ステーションさよう参加者などを対象とした各種研修会・技術講習会の年間開催計画は可能でしょうか。

2 点目、兵庫県が進める災害に強い森づくり、第2期対策事業、いわゆる緊急防災林整備や住民参画型森林整備などですが、これへの取り組みを次年度以降、さらに強化できないか。

3 点目、木質バイオマス利用の増加を図るために、森林経営計画樹立や伐採届等の事務的な技術支援は行政としてできないか。

以上、3 点、この場からの質問とします。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会、一般質問最後の石堂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、石堂議員からご質問いただいております自伐林家及び新たな林業体育成への取り組みについてということでのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の木材ステーションさよう参加者などを対象とした各種研修会、また、技術指導講習会の年間開催計画は可能かというご質問でございますが、本年度10月21日に森林作業の初心者を対象とした、森林安全講習会を開催したところ、30 名余りの参加がございました。

多くは集落やグループで里山整備に携わる方々でありましたが、女性や若者の参加もあり住民の皆さんの関心度の高さを感じたところでございます。

今後は、安全な森林施業に取り組むための研修会を開催するとともに、森や木材に親しむイベント等も開催して、住民の関心をより掘り起こしていくことが必要だというふうに考えております。

今年度は、木材ステーションの利用促進を広報等で図り、新年度からは、町主催による初任者向け研修会や啓発イベント開催等を検討するとともに、県や林業団体が開催する林業家向けの技術講習会を佐用町にも誘致したいというふうに考えております。

次に、2点目の兵庫県が進める災害に強い森づくり第2期対策事業、緊急防災林整備や住民参画型森林整備などへの取り組みを強化できるかのご質問でございますが、緊急防災林整備事業につきましては、県営事業のために、毎年要望はしておりますが全ての箇所が採択されるわけではございません。

来年度は第2期から第3期への移行期にあたり、県予算も縮小傾向にございますが、佐用町の地域事情や必要性を訴え、より多くの採択が得られるよう粘り強く県へ要望を続けていきたいと考えております。

また、住民参画型森林整備事業につきましては、大型重機や資機材の購入が補助メニューの中心となるため、ある程度組織化され、人員も確保できる組織・団体に限られる傾向がありますので、現在、森林・山村多面的事業に取り組んでいるグループの次のステップとして、個別に推進を図りたいというふうに考えております。

次に、3点目の木質バイオマス利用の増加を図るために、森林経営計画樹立や伐採届の技術支援はできるかのご質問でございますが、森林経営計画に関する説明会や森林法に基づく諸手続きに対する技術支援につきましては、兵庫県や林業団体が開催する各種説明会等の機会を捉えて幅広く住民に周知をしていきたいと考えております。

また、林業家への個別指導については、森林組合や光都農林振興事務所と協力をして、これを支援したいと考えております。

以上、簡単でありますけれども、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 一般質問も2日目、いよいよ最終でございます。今回は、9名、本当にいろいろな項目を持ち合わせながら、この一般質問を行うわけですけれども、いろんな形の中で、それぞれに真摯に答弁されている町長の姿、どうか最後の私の時まで続けていただきたいと思うんですけれども、ただ、残念ながら、私、ずっと森・山の話ばかりなので、新しいものが、なかなか町長の耳には届かないかなと思うんですけれども、そうした中에서도、少し前向きに自分なりに新しいものということで考えています。と言いながら、これら全てが町のほうがつくっている森林資源の活性化計画に基づく流れの中なので、一つ一つ押さえながら新年度に新たな幅広い取り組みができないかなということで、こうやって質問させていただいているのですが、まず再質問という形になりますが、先ほど、答弁いただいた森林・林業関係の研修会で、取り急ぎ木材ステーションさようを始めるに当たって10月21日に、ああいう研修会を初めて、急ぎよ持たれたわけなんですけれども、私自身も参加をさせていただきました。議員の中にも何名か参加した人がいるとは思いますが、本当に個人的な感想ですけれども、よかったなというふうに思いますし、先ほど、報告があったように30名余りの方が参加している中で、何人か後、お話を聞かせていただきました。

私、これまでも、ここでも言っていたんですけれども、普通にチェーンソーを担いで

って、自分で邪魔になる木を切ってというのがあって、なかなか、ああいう目立てにしても、それから本来、小さい木を、大きい木を切るにしても基本的にはこうですよというようなことを耳にすることがなかったんで、非常にああいう研修会が、またあれば、ぜひ参加もしたいし、さらにそれを実践に使う技術もつきたいなというふうに思いましたし、そういうふう感じられている参加者の方が多かったというのは、私、この場でも申し上げておきたいと思います。

あれが、木材ステーションの開所に当たっての、とりあえずの研修会だったと思うので、非常に残念なのは、できれば、この冬期の中に、実際の山の中で、もう一度ああいうふうな研修会なりができればいいのかなと。ただ、春になると、どうしても葉っぱが生い茂ってきて、なかなかああいう研修会、山の中でやり辛くなってくるので、できれば年明けに、また3月までぐらいに、ああいうふうな内容のものができたらいいんじゃないかなというふうな思いもあります。

と言いながら、それはその目先の研修会だけにとらわれず、こちらのほうで質問させていただいたのは、要は、年間的な計画、スケジュール、これをぜひ立てていただきたいなと。前回、9月に質問させていただいて、やり取りをさせていただいた内容では、できれば、次年度には計画的な研修会というものもやりたいというふうにおっしゃられてたんで、それを元に今回、話を出しているわけです。

先ほどの答弁の中では、ある程度、県、あるいは光都農林、いろんな林業関係のセンターなんかやる講習会なんか佐用町のほうに誘致してというふうなことでの予定をされようとしているみたいですが、1つには、そういう研修会とか講習会の機会が少しでも多ければ多くの住民の方に参加をしていただける機会づくりができるので、それはそれでいいと思うんですが、もう1つは計画的にというのは、今回の30名参加した中にも多くの方が、今、町のほうでやっている森林・山村多面的事業なんかの参加団体、登録団体の方が多かったと思うんです。ああした方々の能力、スキルを上げていくための、その技術的なものも段階的に計画する必要があると思うんです。

そのあたり、技術レベルの段階的な向上というものは、この年間計画の中には、ある程度含めて考えられているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） これから、そうした、もう一度、里山、それから自伐ですね、自分の山、そういう身近なところの、そうした森林資源、山を施業していこうとすれば、どうしてもたくさんの方、その地域の方が、そういう関心を持って、また、その作業をしていただかないとできません。そのためには、長年、そうした仕事に皆さん慣れてないというのか、初めての方が非常に多いので山の仕事というのは、まずは危険である。危険を伴うということが一番知っていただかなきゃいけない。

しかし、きちっとその作業方法を守ってやれば、決して、ケガをするわけでは、ケガは大きいものではない。そういう危険は避けられるということで、当然、そうした研修、講習、そういうことは、それぞれ、その対象者にとって、いろんな段階あると思うんですけど、初心者は初心者、そして、なれた人は、それほど研修も受けずにできる人もたくさんいらっしゃる。なれてくればだと思っただけですが、ずっと研修ばかりということではないんですけれども、まずは裾野を広げていくということ、これを、まずやっつけていかなくちゃいかんかなというふうに思ってます。

それは、この木材ステーションを開設をして、今、ちょっと報告を受けたところによると、木材ステーションに搬入の登録者が既に、個人、団体も含めて 20 ほどが登録をさせていただいて、昨日、木材ステーションにも木を搬出するためのグラップルのついたバックフォアが入りました。昨日、一昨日か。

それで、初めて搬出をさせていただいた 2 社。今で、それでも 15、16 トンの木を搬入させていただいてきております。そういうことで、非常に皆さんの関心も持っていて、そしてこの計画として、この里山林とか、そうした多面的機能整備で、実際に実施していただくために、機械の購入とかして準備をさせていただいているところも、次、出てきております。

そういうところとの、きちっと連携といいますか、連絡をとりながら、担当のほうでも、そうした安全に作業をしていただけるように、やっていきたい。それによって、また、作業のほうを実際に具体的に組み込んでいただきたいと、そういう人たちを増やしていきたいなというふうに考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 本当に、毎回、内容的にはステップアップしているんですけども、同じようなやり取りをやっているんで、退屈されたら困るので、もう一度確認しますけども、私、このいろんな事業提案なり活動提案させていただいているのは、町のほうでつくられている、この森林資源の活用計画、この多くは計画の中の半分以上は、これまでのデータ分析とか、今後の見通しを立てるための数字的なものなんですけれども、その後段に、当然これ、町長も担当課長も御承知だと思っんですけれども、これらのデータをまとめた上で、今後の佐用町の森林整備の事業案というのが、この中に明記されているわけですよ。

それで、具体的には、今後のアクションの提案ということで、项目的には、14 項目ありますよね。それを大きく 3 つに分けて、まず 1 点目が針葉樹、人工林を対象とした事業。2 点目が里山広葉樹林を対象とした事業。3 点目が森林資源の活用を促進するための基幹的な施策ということで分れているんですけども、僕は本当にこの計画が非常に優れたものであって、ぜひこの計画どおりに事業展開をやっていただきたいという思いで、これをもとにして、実は、一般質問をずっと続けているわけで、この計画どおりに事が進んでいけば、一般質問の必要もなく、私、何もすることがないんですけども、これをもとにして、これから佐用町の林業振興が進められるという大きな柱ですから、再度、ここに立ち返って、今、一般質問させていただいているということだけご理解をいただきたいんです。

それで、特に新しい、新たな人材を育成していくというのが、今後の森林整備事業なんかを展開していく中で、一番重要な部分、まず、底辺だと思っんですが、その研修、講習会のあり方、持っていく方ですね、先ほど言いましたように、いろんな機会があれば、それに参加できる住民も多くなるのでいいんですけども、やっぱりその内容的には、その段階的に主に従事をし始めてくれた住民の皆さんが、それぞれの時期に応じての、能力に応じて参加しやすい研修会というものがあるといいんじゃないかなと思っんです。

それで、その時にも、ただ単に、森林作業とザクッとくくってしまっても、やっぱり細かには、伐倒からチェーンソーの手入れから、重機の扱い方から、作業道のつくり方から、搬出の仕方からといろんなメニューがあると思っんですけれども、そのあたりも少し考えてメニュー化していった事業計画を立てる必要があるんじゃないかなと思っんです。

それで、その参考になればと思って、前回の一般質問の時でも、少しふれかけたんですけども、私たち、産業厚生常任委員会のほうで、8月に視察研修に行かせていただいた津和野町、ここでの研修会なり講習会、一部だけご紹介をしたいというんですか、今さら、改めて聞かんでもと言われるかもわからないんですけども、やっぱり研修会、講習会のメニューでも、単年度で1年間のうちに、チェーンソーワークの研修会から伐木造材の研修会、これが2回。それから、間伐の研修会が1回、作業路開設の研修会が1回で、これらの研修会に参加した人等々の意見交換会が1回というように、年6回されていると。

同じような形で、25年、26年、これ年次的に。それで、年次的に上がっていく中で、例えば、目新しいところでは、森づくりのための作業道づくりを新たに入れたりとか、そこから全体を通して林業作業者としてのスキルアップ研修というのを取り入れたりとか、当然、参加者が増えていく、その中には、研修をたび重ねて、技術スキルが上がっていている人らを、全部ひっくるめて、これまたスキルアップ研修に参加していただくというようなやり方をやっていて、このスキルアップ研修なんかは、実際には、本当に参加者は一桁台なんですけれども、こういうふうな取り組みを、この津和野町の場合は、木の駅がスタートした24年から、ずっと24年、25年26年、本年度もされている。

研修的には、項目を、だんだん、だんだん増やしていきながら、当然のことながら、木の駅に参加している登録者の方も増えています。

当初、24年度の社会実験の段階では、28人というんですか、28団体だったのが、今現在は130団体になっています。出材料も500トンぐらいだというふうに、あちらでは聞いたんですけども、やっぱり、こうした年間を通して、木の駅にかかわる。さらに言えば、その中で、いろんな情報交換をやり、技術もその登録者の人は、みんな一緒じゃないんですけども、こういう研修を重ねるたびに上がって行って、それらが、今現在、これから、いわゆる自伐林家と変わりつつあるというふうなことを研修で耳にしてきたし、実際に、そういう方の事例も聞いてきたわけなんです。

これから佐用町が進めようとするのは、まさにここと同じような形で、いかにして、副業的な自伐林家を、この木の駅みたいな事業にかかわっていただいた人らを中心にして育てていくかだというふうに思うんです。

特に、この年間を通しての講習、研修会を計画される中で、ぜひそういうふうに、ある程度細かに技術レベルを分けれるようなものを計画をしていただきたいなというふうに思うんですが、そのへんの腹案的なところは、これ町長じゃなしに、担当課長のほうかなと思うんですけども、どちらか答弁していただいたら。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） そうした森林資源を活用していく計画、今ずっと、それをもとに一般質問ごとに石堂議員からもしていただいておりますけれども、その計画に基づいて、少しはスピードが遅いかもしれませんが、今のところ、そうした具体的な施策を実施して、ここまで来ているということで、さらにこれを進めていきたいというふうに考えております。

そうした自伐林家と言っても、実際には、山を所有されている方が、みんながそれができるわけじゃないんで、これは、今回、里山林整備のように地域で一体となって、皆さんで協力しながらやっていただくとか、後はそうした専門的な形で作業に従事、やっていただくとか、後は当然、個人的に1人でやられる方もいらっしゃるし、いろんな形は出ると

思います。

でも、なかなか1人なり2人で、やっていくというのは今の機械を使ってという形になると非常に難しいところがあります。

ただ、そういう中で、いっぺんにそうした作業の経験が積みませんし、作業ができる方を養成するという事は難しいんですけども、先ほどお話のように、計画的に一つ一つの段階を踏んで、研修、講習を受けていただいて、いろいろな作業ができるように、できる人を増やしていくということ、これはこれからの事業を進める上で、それがないと、実際計画してもそれぞれの具体的な作業に入れられないということだということは、よくわかっております。

ただ、チェーンソーを使って、小さく里山林をある程度、手作業ぐらいでやれるところは、まだいいんですけども、なかなかそれだけでは、大きな事業としてはできないんで、その重機ですね、作業道、林道、こういうものも含めてできるような技術、こういうことを講習や研修だけでは、これ、重機においては、これある程度免許も要るのかなと思うんですけども、本来の専門家を養成するというのは、このあたりについて、今のところ森林組合等の作業班とか、作業員とかいう形でやっているんですけども、今後は、これを進めて行こうとすれば、土木建築とか土木なんかの作業されているような方が、そういう仕事に、また、改めて取り組んでいただくとか、そういうことも含めて考える必要があるかなということもあります。

このまた、講習の時期も一般的な里山林なんかの整備、作業に入ろうとすれば、これは昔から言うように、お彼岸から彼岸までということで、夏場は気候も暑いですし、木を切るということは、これは本来、木のためにもよくないということで、9月から翌年の3月までですね、この期間なんで、それに合わせて、当然、その作業前に重点的に、また、そうした講習、研修をしていただくというようなことが必要かなというふうには思っています。

担当課長、今のところ考えている年間計画があれば、どういうものか。ご指名ですから課長のほうからも。

私が言ってしまうてから言うのは、気の毒ですけども、答弁してください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、今、考えておりますのは、この前開催しました安全講習会、それが初心者向けになるかと思えます。

この前の計画につきましては、農林事務所を通じて林業メーカーの方にお問い合わせいたしました。そういう意味で、今後もまた定期的に、回数はまだ、決めておりませんが、定期的に開催が必要かと思っております。

それと、これは他力本願になりますけども、林業・木材製造業労働災害防止協会の兵庫県支部が県内各所で、それなりの講習会をされております。これにつきましては、専門家の養成というようなことがございますけども、その中にチェーンソーを用いて行う立木の伐採とか、かかり木とかの処理の仕方もありますので、そういうことには、これから参加できるのではないかとということと、刈払機作業の業務ということで、近くでは神河町であったり、姫路市であったりしますので、そういう講習会があるたびに、これ年間計画が立てられておりますので、そういう団体の方にとりあえず周知し、行ってもらったらと思えます。

ちなみに、これは、ちょっと講習料が要りますので、ちょっと行き難いかもわかりませんが、専門的なことについては、こういうことを考えたいと思えます。

それと、先ほど申しましたように、初心者向けにつきましては、町主催でせなんだら、なかなかこういう専門的なことはできませんので、町の開催を計画せなあかんかなということを考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 町長が答弁して終わったほうが、担当課長がしたら、何かトーンダウンしたような気がしたんですけど、要は研修会、講習会に参加する機会を与えるって、要は、チラシ配布とか、こういうふうなところで研修会が行われますというふうなのでは、僕、ちょっと間に合わないと思うんですよ。そこは、町が、あるいは森林組合と共同になってでもいいから、年間計画を立てて、それに参加をしてもらおう。登録者は全て。そういうふうな自主性というか、主体性をぜひ持ってほしいなと思うし、僕が町長とやり取りしている間では、そうしていただけるのかなと思っていたんですけども、担当課長は、よその講習会を紹介されるので、それはいかがなものかな。当然あっていいんですよ。あっていいんですけども、やっぱり一步踏み込んで、さっき津和野町の紹介をさせていただいたように、やはり成功している津和野町なんかにおいては、それだけの登録者が小規模で始まったところでも、やはりそれだけの研修会を繰り返すことによって能力も上がって行って、登録者も増えて行って出材料もわずか3、4年間で、これ一桁、当初は60トンぐらいの予定だったのが、今、500トン近くなっているわけですよ。

やっぱりそこは、それをやるか、やらないかの違いだと思うんです。私ら、研修に行っただけで感じたところはね。

だから、いかに、そういう講習会、研修会の呼びかけをやりながら、その中で人の情報交換であるとか、現地の情報交換であるとか、技術の情報交換であるとか、そういうふうなことを、その出材者というんですか、登録者の中でも進むだろうし、また、そうしたところを集めた上で、意見交換を町なり運営主体である組合が持つことによって、関係者の要望も出てくるだろうし、やりやすさの工夫もできるだろうと、そのあたりは重要じゃないかなというふうに思って、僕は、その年間計画というふうな提案をさせていただいているんです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは、もう一度、私のほうから。

先ほど、お話ししましたように、木材ステーションでも既に個人、団体で20ぐらいの方が登録をいただいたということです。これからもっと、これを増やしていきたいと思えます。こうした方に、ここ木材ステーションを利用していただく上で、そうした講習を計画的に町のほうで設定をして、参加をさせていただいて、この木材ステーションを活用していただくと、こういう形で出て来れば、この方たちに案内なり、来てくださいという、半ば強制的なこともできます。これまでですと、なかなか誰に来てくださいというわけにもいかないんで、先ほど、課長が言いましたように、募集をしてというしかなかったんですけども、木材ステーションでの登録という形で、今、動きかけて、既に1,600トンぐらいの…いや1,600トンだったらごっついですね、16トンぐらいの木が入ってきて、次々と

入っています。そういう状況ですので、これをさらに進めていきたいと思えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 1,600 トンも入っておるんだったら、私、ここで一般質問する意味がないんですけど、本当にでも、と言いながら、15 トン、16 トンも実は大きいと思えます。

私の感覚では、正月あけてから、ポロポロ出始めるのかなと思っていたので、そういう意味では、乗りかかったら、みんなきつとやってくれてだろうし、だから、そういう行動を支える、あるいは、それをやっていただく、安全性を担保していく、支えるためにも必要なことだと思うので、ぜひ年間計画を立ててやってください。

それで、もう 1 点というんですか、再質問 2 つ目になるんですけども、次年度の例えば、里山林整備の関係で、緊急防災林であるとか、住民参加型ですね、そのあたりが強化できないかということで、申し上げました。答弁としては、従来、活動をやっていたいている森林・山村多面的、このあたりの団体を対象にしてステップアップを考えてやっているということなんですけれども、いずれにしても県なりの予算枠があるものですから、なかなか町だけで頑張っ、その事業体を増やしていくというのは無理だと思うんですけれども、ここはやっぱり、本町の林業振興に関する進め方というようなことを積極的にアピールしていただいて、県の中でも特段大きな予算、あるいは光都農林の中でも頑張っ、予算取りをしていただいて、なるべく登録団体の要望に応えられるような事業枠の確保に努めていただきたいなど。

やっぱり足がかりとしたら、そういうふうな森林・山村多面的事業なんかの参加団体、あるいは住民参加型なんかの参加団体というのが、今、頼りになるし、そこらへんがやっぱり足がかりだろうと思うんですよね。

やっぱり、そういう団体とか個人を、そういう事業に取り組んでいただくことをきっかけに、町内の林業振興のスタートラインに乗ってもらって、当然、木の駅にも参加してもらって、それを継続的に、事業年度だけじゃなしに事業終わっても、一般の森林とか、そういうふうな整備にかかわってもらって、継続していってもらう。それは、いわゆる自伐林家を増やしていく 1 つのやり方だろうと思うんです。

これ確か、27 年度、本年度、これまでも活動団体数 17 でしたか 19 でしたか、これ 28 年度に対する新規要望というようなことは、ほかの団体からは出てきているんですか。そのあたりは、担当課長、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 森林・山村多面的事業につきましては、27 年度 15 組織でございます。2 組織につきましては、住民参画型の森林整備でございます。

翌年度の要望なんですけれども、今、担当に聞きましたところ、3、4 団体がどうだろうかという要望が上がっておるということを聞いております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） この新たな、その 28 年度の 3、4 団体というのは、ちょっと私の聞き違いだったら申し訳ないんですけども、一応、これ 28 年度は、これ県のほうは、受付は、もう何か締め切ったか、もう一杯なんやというような話を、以前に聞いたことがあるんですが、そのへんの状況というのは、まだ、わからないんですか。
28 年度も、これ 3、4 団体、手を挙げても OK なんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 今日、現在はわかりませんが、このお話があったのが夏時分ですので、そういう意味で、いよいよ決定はありませんけれども、とりあえず県のほうには通じておるといふうに理解しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 特段、そうした多分、その県民緑税の関係も大丈夫なんで、ここから 2 期から 3 期にかけて同じような形ではいけないと思うんですよ。そうした時に従来よりも増して、こういうふうな団体が増えていくことは、ぜひ取り組んでいただきたいなど。それで、地域に対する呼びかけも、一応、この事業なんかが始まって、もう 3 年目、4 年目になりますので、おおむね自治会とか、そういうふうなレベルでは行き通っていると思うので、だから、やりたいと思うところは手を挙げて参加しているし、まだ、思案中のところもあるかなと思うんですが、自治会というくくりを除けて、私、もうちょっと、いろんなところに情報提供、提案していくのに、生産組織としたら、そんなにないんで、従来からあるものと、山でくくっていったら、旧町時代にあった、その生産森林組合というのが、自治会単位ではあるんですけども、一応、自治会とは別組織であるわけで、そのあたりを対象にして、1 回呼びかけとか、働きかけをやっていく必要があるのかなと思うんですが、今現在、この佐用町における、いわゆる生産森林組合ですね、そのあたりの設置状況、実際にどう各組合が動いているかは別にして、一応、名目上、生産森林組合は、町内にどれぐらいありますか。担当課長のほう。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 今現在、町内旧町 4 町合わせまして 19 組織ございます。面積につきましては、トータルで 876 ヘクタール程度。そのうち人工林が 55 パーセント程度で 500 ヘクタール足らずの人工林があるという記録がございます。

ただ、その中で、いよいよ活動をどれだけされているかということ、ちょっと把握できてないところがございますけれども、昭和 41 年ごろから発足しておるところがございますので、そういう意味では、植林がされておるところが多いんじゃないかということをおっしゃっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） これやっぱり、山にかかわる事業展開をしていく中で、一方では、これまで住民参画型とか、森林・山村多面的というのは、手前側から攻めていく、まあまあ、要は、住宅地、農地から入っていくわけだから、当然、自治会に呼びかけてというので、今まで進めてこられたと思うんですけども、逆に今度、森林整備本来から言えば、こうして、その点在する町内の生産森林組合、今、聞けば19組織で、所有山林も870ヘクタールあるということ、そのうちの約50パーセント、500ヘクタールほどが人工林ですから、これはやっぱり有益的な対象物であると思うんですよ。

そのあたりに関しても、やっぱりこれ町長、例えば、木の駅に参加してもらって事業対象者でもあるだろうし、森林・山村多面的事業なんかをやっていただける対象組織だろうと思う。

各自治会に行けば、そんなもん生産森林組合も自治会も一緒やがなと言われるところもあるかもわかりませんが、多分これ、19組織で500ヘクタールを持っているということは、普通単純に考えたら大きな組合というのは、あんまりない。けども、30、40ヘクタールぐらい持っているところというのは、ざらにありそうですからね。それぐらいの規模を持っている山というのは、これは魅力的だと思うんですけども、やっぱりこれから、いろんな事業の呼びかけをやっていく中で、そういうふうな生産森林組合なんかも、一応、ターゲットにしての呼びかけは必要だと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 実際、生産森林組合、組織、組合ですね、名目としては残っていても、実際の活動は、私はほとんどないだろうというふうに思います。こここのところ、あまりそういうことで動いたところがないんでね。ですから、実際に、そこで具体的に、そこが主体になって、そうした森林施業に入っていく、活動団体としてやっていただくということは、研究はしてみますけれども、今ちょっと議員からそういう話があって、私もそういうものがあるなというぐらいな認識しかない。現実、ほとんど具体的な、実質の活動をされておりませんので、それが、その組織として、まず動けば、今、言うように、そこを主体、そこを核にして、また、その生産森林組合と、もう一度、各それぞれの自治会、一緒になって考えていただくとかいうことも必要かと思えます。それは研究をさせます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 冷静に考えると、冷静にというのか、各地域によって形態は、この旧町時代から違っているかもわからないんですけども、例えば、上月の場合なんかは、自治会組織と生産森林組合組織というのは別で、会計も違うし、役員も違うし、構成員も違うというふうなところが大半だったと思うんです。

で、実際には、その生産森林組合が活動をやっていないというのは、実際、活動しようにも、間伐以外はほとんど手がつけることがないような 500 ヘクタール余りの山があると。だから、間伐しようにも、財政負担を伴うから、元々、そんなに基礎体力がある組合というのは数少ないと思うんですけども、そうした中で、今さらお金を投じて山をよくするというのはいくつか少ないでしょうし、皆伐しようにも、出すにしても、出してももうけにならないがなというようなことで、多分、この生産森林組合なんかの生産活動というのは、目に見えてないんだろうと思うんです。

だからこそ、逆に言えば、今、いろんな補助事業を使って行って、過去に各組合が植えられている人工林について、少し手入れをしていく。あるいは皆伐に近い状態で搬出して行く、赤字にならないように。

そしたら、それを、じゃあ誰がするのって言った時に、自伐林家を育成しながら小規模にやっていくというのも手だと思うので、そこは、これから、いろんな林業事業を呼びかけていく対象者として、ぜひピックアップをしていただきたいなというふうに思います。

これ再質問、質問項目では3つ目の関連になるんですけども、木質バイオマスの利用増進を図るためにということで、森林経営計画、これの樹立について、もう少し行政的な支援はできないのかという問いをしています。これ具体的に言いますと、経営計画自身は、23年以降、佐用町のほうでも組合中心にしてやられていますけれども、やっぱり制度当初、24年、25年については、非常に樹立が少なかったと。組合なんかの体制を変えることによって、26年から非常に多くの計画ができたわけですけども、この計画をより広げていく段階では、僕、町長の答弁の中で覚えているのは、行政も一緒になって地域に出向いて行って、そういうふうな話を広げていくというような話だったと思うんですけども、今現在は、計画立てても、その計画地が施業できない現実が何ほかあるんで、組合のほうで、何ほか自分とこのペースに合わせて計画地を、今、選定してやってきているというのがあると思うんです。

でも、計画をいつの年度で立てるかは別にして、森林経営計画というのが、これから山の事業を展開していく中で、必ず要るんです。網かけておくことによって、これだけ有利なんですという話を、もうちょっと地域に出して行ってもいいんじゃないかなと思うんです。

というのは、例えば、経営計画を被せていることによって、事業を、3年あるいは5年で、間伐なんかをやらなければいけないというものじゃなしに、経営計画というものが、どういうものか、その網をかけることによって、そこを間伐したら、例えば、収益性の問題とか、あるいは林地残材については、バイオ材で出せるんですとかという話の理解を、ちょっとでも多くの方にしてもらうのに、この経営計画というもの、僕は、この質問の趣旨は、経営計画の応援じゃなしに、そういうふうな事務的な地域に対する啓発活動、あるいは、例えば、今、住民参画型とか森林・山村多面的事業なんかで取り組んでいる団体、地域がありますよね。あのあたりがやっている事業地についても、例えば、伐採届を出すことによって、そこから出てくる材は、当然、町の木の駅にも持って行って6,000円でもオーケーですし、伐採届を出すことによって、いわゆる認証材として6,700円近い単価での取引ルートにも乗せることができるわけですよ。

ところが、実際には、そういうふうな事業に参加している住民の方というのは、伐採届とは何ぞや？認証材とは何ぞや？ですからね。だから、その当たりの、手助け、応援というのは、もう少し行政が地域に出向いて行ってやってもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そのあたり、担当課長、いかがですかね。

[町長 挙手]

6 番（石堂 基君） ああ、町長、どちらでも。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 森林整備計画、これのそれぞれ計画をつくっていくことについて、1 つは、地域の皆さんに関心を持っていただかなきゃいけない。こういうことでやれば、こういうふうな施業ができて、また、バイオマス等にも搬出ができますよと。

また、それを立てないと間伐補助金も出ないというようなことで、私も、当然、自治会長会とか、また、森林組合の総会とか、そういういろんなところで、地域の皆さんにも一つお願いしたいと。

それと、実際に、それを作業していくのは森林組合。そして、そういう森林行政として農林振興課。その林務係が一緒になって、まずどこを選定して、これから計画をつくっていくかということで、その計画をずっと、ある意味では計画的にと言いますか、順次つくっていったわけです。

確かに、どんどんとたくさんつくっても、実際今の体制で、すぐに全部の施業ができるわけじゃないんで、森林組合としては、来年度、再来年度ぐらいの作業量を考えながら確保して、その経営計画団地を考えていくというような形にもなってます。既に、かなり計画したところも、完了したところもありますし、次々とつくっていかなくちゃいけない。このことについては、農林振興課のほうにおいても、一緒にこれは、私は、相談して協議しながらやっているというふうに思っております。

今度、森林 ICT のああしたプラットフォームという、ICT プラットフォーム、そういう情報一元管理ができるような、その取り組み、補助事業についても、こういう計画をスムーズに樹立し、つくっていくということ、このことを目的にしているわけです。

ただ、当初から私もお話しさせていただいたように、どうしても、個人のたくさんの方が、それぞれあって、当初は何か厳しい条件があったんですけどね、全員の参加が要るとか、そういうことが緩和されて、全員の参加じゃなくっても、地域の何割以上の参加があれば、それができるとかというように緩和をされてきました。だから、樹立しやすくは、そういう意味では計画はつくりやすくはなっていますけれども、ただ、場所がだんだんと作業がしにくいところをやっつけていかなくちゃいけない。これは当たり前なことなんですけれども、ただ、当初やっているとこというのは、一番効率的なところからやっていますので、それはやむを得ない。そういう技術を、いろいろと機械も高性能機械を入れたり、また、技術的にも勉強しながら、できる限り、計画地域、区域を広げて団地をたくさんつくっていくということ、これは、森林組合と、それから町森林行政が一緒になって、地域の皆さんと協力をして、しっかりとよく理解してもらおう。啓蒙、まず、地域が関心を持ってもらわなきゃだめですので、そのことも引き続いて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 主は、森林経営計画自身が、各地域において順調に計画されるというのが理想なんですけれども、先ほど、町長のほうもご承知ですけれども、やっぱり計画しても3年ないしは5年の中で施業をやっつけていかなくちゃいけないという決まりがあるの

で、そんなに急いで、たくさん計画地を増やすということもできないと思うんです。

でも、やっぱり、そういうふうな、ここは計画対象地ですよと、これぐらいまではくくれますよとかというふうな話を常時やっていくことによって、じゃあ、いよいよできる時に、すぐ地域の皆さんに協力をさせていただける、そういうふうな関係を町内に広げていかなければいけないかなというのが1点。

1つは、さっき後段に言いましたように、今現在、住民参加型とか、森林・山村多面的事業なんかで取り組んでいただいている団体ですね、このあたりの活動を少しでも支援するように、例えば、面積規模に応じて本当に、ここ伐採届だけ、とりあえず出しておいたら、これ認証材でいけるやんと。トン当たり 6,700 円というようなことで、実際にバイオ材を扱っている業者に引き取りに来させたら、例えば、トン当たり 1,200 円、1,500 円ぐらいな運賃はかかりますけれども、でも山土場に、ごそっと集めておいたら、あと積み込みの手間は、全部向こうがやって、地元の団体が、手取りが 4,500 円や 4,000 円であれば、僕は、そのほうが上だと思うんですよ。

具体的には、皆さん、この1、2年間の間に2町とか3町の里山整備をされるわけですから、そうしたところで、適当な材、重量がそろそろやうなところがあるのであれば、そこは伐採届、まずくくってもらって、地域の方に整備してもらおう。材は、できる範囲の中で、山土場でいいから、4トンぐらいがいけるところまで、ごそっと固めておいたら、長尺物で5メートルだろうが6メートルだろうが業者が積んで帰れると。その時には6,000円にはなりませんよと。ただ、手間かからんけども、じゃあ、それは4,000円、4,500円で認証材としての引取ルートに乗っかっていく。

これはどっちが有利なんかっていうのは、その地元の団体なり、個人が選べばいいことなので、当然、場所にもよりけりですよ。

そうしたこのアドバイスを、やっぱり行政がやっていかないと、地域の参加している方々というのは、本来は里山整備が目的で、こんなもん別にクリーンセンターに持っていかんでも、ここで腐らしておいたらええがなぐらいなところで終わるのか、それを、ちょっとでも有価で取り引きしてもらって、地域に対価を還元していく。さらに活動を続けていってもらおう取り組みにするのか、ここは行政のかかわり方一つだろうと思うので、そのあたりは、さっき言ったように、行政がともになって経営計画をというプラス、やっぱり、そういうふうな地域で森林関係で活動を始めている、少なくとも今、15団体あるわけですから、ここらを対象に少し農林振興のほうは、情報公開も含めて、そういうふうなことのやり取りをしていただきたいなと思うんですが、課長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、伐採届なんですよけれども、この木材ステーションに搬出を登録される時に、伐採届も一緒にもっております。

それで、それをもって認証材になるということにしております。

あと、チップ業者が土場という話なんですよけれども、若干、値段的な話が、やっぱり会社のほうがあまりたくさん出さないというような話も聞いておりますので、そういう意味では、地域の方は、木材ステーションへ持って行ったほうが、金額的には高くなるんじゃないかという現状はございます。

経営計画につきましては、先ほど、町長が申しましたように、計画的にやっております。ちなみに、26年度から本格的にやったんですけれども、27年度は、一応、候補地としましては5カ所あるうちで、2カ所が、ほぼ完成。あと1カ所は地元に出て計画をつくる段階にきております。

あと、地元の啓発なんですけれども、町長も申しましたように、自治会長会で啓発し地域からの話が出るのを待つということと、施業図なり森林簿なりを見て、候補地を26年度にいろいろ検討しました。その中で、ここからやっていこうというようなことを、森林組合との協議の中でやり、また、そこへ行くための町道、林道が荒れておりますので、町道のほうは負担率を下げる方向での話もありましたので、そういう意味で、地域での推進もスムーズにいきかけているという状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 伐採届なんかの事務手続きを支援してくれというのは、それは1つの手段であって、本当は、行政と地域団体とか地域、林業にかかわっていただこうとしている人なんかの情報交換だと思うんですよ。

課長が言われたように、確かに、場所によたら当然のことながら、しんどいけどもクリーンセンターへ持って行ったほうが実りは大きいというのもありましょし、中には、例えば、長尺のもので切り倒して行って、山から転がして行って下におろしておいたら取り引きしてくれるというようなものも出てくるかと思うんです。そこは、だから、それぞれの現場、現場によっても違いますし、一概には言えないと思うんです。

本当に認証材扱いでいけるというものですよね。伐採届やっているんだから。となれば、6,700円で引き取りに来て1,500円いうて、まあまあ4,000円とか4,000幾らになりますよね。それをとるのか、自分らで2メートル、1メートルに玉切ってクリーンセンターへ持って行くのか、こんな50センチも60センチもあるやつを。こんなもん2メートルで玉切ったって3人でよう持ちませんもんね。

だから、そのあたりのアドバイスとか、何を地元の方が選択するかというの別にして、そういうふうな情報のやり取りも含めて、もうちょっと、そういう地域との連携というのが、行政側には必要かなというふうに思います。

あと1件、こうやって細かなことをいつも山の関係で言うと、いろんな事業であるとかというのが部分、部分で切り口がバラバラになるんですけれども、山全体のことを捉えると、やっぱりこれまでも言っているように、本当に山、そして森林、そこの中の材を取り巻く環境というのは、変わってきていると思うんです。

ただ、その状況が、今、変わってきているというのが、なかなか地域の皆さんに理解をしていただけない。そのために、こういうふうな形での一般質問をさせていただいておるんですけれども、ちょっと1点だけ、今回、通告書を出してから提案で、通告書にないんで、もし、町長、答弁が嫌だったら断っていただいたらいいんですけども、

議長（西岡 正君） 石堂議員、あと1分少ししかありませんので、お願いします。

6番（石堂 基君） わかりました。

先般、町長もご一緒させていただいた光都農林での研修会ですね、県森連のああいう研修会を、ぜひ私、佐用町でやっていただきたいなと思うんですけども、これは提案だけで、内容的には、私と町長しか知らない研修会だと思うので、ああいうふうなことで、山に関する関心を少しでも多くの皆さんに知っていただける機会づくりになればなと思うので、その提案を少しさせていただいて、答弁は質問書に書いてないので結構でございますが、これで、質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石堂議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了いたしました。これにて本日の日程は終了したいと思います
ますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
これにて本日の日程は終了いたします。
お諮りします。議事の都合により明 12 日から 14 日まで本会議を休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
次の本会議は 12 月 15 日、火曜日、午前 9 時 30 分より再開します。
それでは、これにて散会いたします。御苦労さんでした。ありがとうございました。

午後 0 3 時 1 7 分 散会
